

平成22年度香川県麦づくり推進研修会 資料

香川県水田農業振興協議会

平成22年度香川県麦づくり推進研修会 次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 平成21年播き香川県麦作拡大コンクール表彰式

4. 研修内容

(1) 「平成22年播き麦の生産拡大方策について」

(香川県 農政水産部農業生産流通課 課長補佐 真鍋 雄二)

(2) 「平成22年播き麦の需給動向及び生産拡大に向けた取組方針について」

(JA香川県 営農部農産課 課長 吉本 康)

(3) 「近年の作況を踏まえた麦の生産安定技術について」

(香川県 農政水産部農業経営課 主席専門指導員 大山 興央)

(4) 講演「新たな戸別所得補償制度の骨子について」

(講師：中国四国農政局

戸別所得補償制度推進チーム事務局 課長補佐 渕上 武士 氏)

5. 質疑応答

6. 閉 会

平成22年度香川県麦づくり推進研修会開催要領

1. 目的

本県産麦については実需者から高く評価されており、その需要に即した麦の生産拡大が図れるよう関係者が一丸となって推進してきたところであるが、現在も実需者が求める生産量を確保できていない状況にある。

また、国においては平成23年度からの「戸別所得補償制度」の本格実施に向け、新たに麦などの畑作物にも対象を拡大し、食料自給率の向上に資する麦の生産拡大を図ることとしている。

そこで、県内の麦生産者等を対象に、栽培技術や「戸別所得補償制度」の概要について情報提供を行い、一層の作付拡大とともに、単収増や品質向上を図ることを目的として研修会を開催する。

2. 主催 香川県水田農業振興協議会

共催 香川県、香川県農業協同組合中央会、香川県農業協同組合

3. 日時・場所 平成22年9月30日(木) 13:30~16:30

丸亀市綾歌総合文化会館「アイレックス」大ホール
(住所：丸亀市綾歌町栗熊西1680 Tel：0877-86-6800)

4. 研修内容

13:30 開会

13:40 平成21年播き香川県麦作拡大コンクール表彰式

14:00 「平成22年播き麦の生産拡大方策について」

(香川県 農政水産部農業生産流通課 課長補佐 真鍋雄二)

14:20 「平成22年播き麦の需給動向及び生産拡大に向けた取組方針について」

(JA香川県 営農部農産課 課長 吉本 康)

14:40 「近年の作況を踏まえた麦の生産安定技術について」

(香川県 農政水産部農業経営課 主席専門指導員 大山興央)

15:10 質疑応答

15:20 <休憩>

15:30 講演「新たな戸別所得補償制度の骨子について」

(中国四国農政局

戸別所得補償制度推進チーム事務局 課長補佐 瀧上武士 氏)

16:10 質疑応答

16:30 閉会

5. 参集範囲

県内麦生産者・団体、県内実需者団体、各地域水田農業推進協議会、市町、香川県農業共済組合連合会、農業共済組合、香川農政事務所、香川県農業会議、農業委員会、香川県、香川県農業協同組合中央会、香川県農業協同組合、香川豊南農業協同組合

目 次

「平成22年播き麦の生産拡大方策について」	1
「平成22年播き麦の需給動向及び生産拡大に向けた取組方針について」	9
「近年の作況を踏まえた麦の生産安定技術について」	19
講演「新たな戸別所得補償制度の骨子について」	33

平成 23 年産麦の生産拡大方策

香川県農業生産流通課

1. 22 年産麦の作付実績とその成果

(1) 麦の播種適期に、例年よりも降雨量が多かったことなどから、播種作業の停滞が危惧されたため、生産者へ作付けの喚起とともに、排水対策などの技術情報の周知徹底に努め、農地の流動化や新規作付地の拡大が進められ、前年産より新たに 250ha 作付されたが、一方で作付けを断念する農業者もあり、90ha 程度減少したことから、22 年産麦は、2 麦合計で前年産より 160ha 増加したものの、2,285ha となり、目標面積の 2,900ha を下回った。

表 1 22 年産麦の作付状況 (単位：ha)

区 分	22 年産		21 年産	増減 ②－①
	目標面積	共済引受面積 (確定) ①	共済引受面積 (確定) ②	
小 麦	1,749	1,482	1,482	0
はだか麦	1,151	803	642	160
2 麦 計	2,900	2,285	2,125	160

(2) 22 年産麦での麦作振興を通じて、1 支店 1 農場組織における麦生産の共同化や作業班の独立を契機とした集落営農法人の設立が図られるなど、麦作付拡大につながった優良事例も見られた。

◎ 1・1 組織：作業班による麦作業の共同化 21 年産 28ha→22 年産 34ha

◎ 集落営農組織：集落営農法人の設立 21 年産 30ha→22 年産 34ha

2. 実需者からの需要動向

平成 22 年産麦において、2 麦とも販売予定数量に対して購入希望数量が上回っており、特にはだか麦については、購入希望数量が販売予定数量の 146% と大幅に上回り、実需者から生産拡大を強く求められている。

表 2 22 年産麦の需要動向 (単位：t、%、ha)

区 分	販売予定 数量 ①	購入希望 数量 ②	需要比 ②/①	購入希望数量の 換算面積 (360kg/10a)
小 麦 さぬきの夢 2000	5,690	6,448	113	1,790
はだか麦 イチバンボシ	2,700	3,939	146	1,090
2 麦 計	8,390	10,387	124	2,880

3. 23 年産麦の作付目標

麦作は、水田農業の振興と自給率向上のため、重要な作目であることから、23 年産麦の生産拡大については、実需者のニーズも踏まえ、22 年産に引き続き、

2 麦合計 2,900ha を作付目標とした。

表 3 23 年産麦の目標面積 (単位 : ha)

区 分	22 年産	23 年産目標	拡大面積 ②－①
	共済引受面積 (確定) ①	目標面積 ②	
小 麦	1,482	1,750	267
はだか麦	803	1,150	348
2 麦 計	2,285	2,900	615

4. 23 年産麦の作付意向面積

J Aにおいて 23 年産麦の播種前契約数量を取りまとめるため、作付意向面積を調査した結果、22 年産麦の収量が例年より少なく、品質もやや不良であったことから、22 年産麦の作付面積と同等となった。

5. 23 年産の生産拡大に向けた重点的な取組み

(1) 不作付地等の解消と J A による麦の作業支援の実施

戸別所得補償モデル対策(米戸別所得補償モデル事業)において、調整水田等の不作付地を有する者が提出した「不作付地等の改善計画」を基に、市町と連携しながら、その情報を集約した農地地図情報を整備するとともに、比較的条件の良好な不作付地について、その近隣の認定農業者など、担い手への農地集積などにより、麦の生産拡大を図る。

この担い手が麦生産への労働力が不足している場合は、国の「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、J Aが麦の基幹作業を支援する。

具体的には、別紙の「不作付地の解消のための麦作推進プラン」をもとに作付拡大を促進する。

(2) 担い手に応じた作付拡大方策

作付目標の実現に向け、22 年産麦の作付状況を担い手ごとに分析し、その実態に即した以下の取組等を重点的に進める。

表 4 22 年産における経営体別の麦の作付状況 (単位 : ha、%)

経営体	経営面積	麦作付面積	作付比率
個人認定農業者	1,263	859	68
1・1 農場組織	3,636	1,076	30
集落営農組織	358	283	79
合 計	5,257	2,218	42

① 1 支店 1 農場組織

1 支店 1 農場組織にあつては、経営面積に占める麦の作付比率が 3 割程度と低いことから、オペレーターの掘り起こしによる協業体制の構築と作期の異なる 2 麦の組み合わせにより、22 年産で作付拡大が図られた

優良事例を踏まえ、別紙の「1支店1農場組織の麦作推進プラン」をもとに作付拡大を促進する。

② 認定農業者と集落営農組織

ア 認定農業者と集落営農組織とも作付比率が7割程度と高くなっていることを踏まえ、

◇ 認定農業者においては、2麦作付者に比較して1麦のみの作付者の作付割合が低いことから、2麦の組み合わせによる作期分散を図ることで作付拡大を促進。

◇ 集落営農組織は、新規耕作者やオペレーターの育成とともに、新たな組織の立ち上げにより作付拡大を促進。

イ その促進に当たっては、県単独補助事業を実施した認定農業者や集落営農組織に対する個別巡回により、事業実施計画における麦の目標面積の早期達成を働きかける。

ウ 特に、認定農業者に対しては、適正規模の経営モデルを作成し、資本装備等の面から拡大可能な面積を提案し、併せて作付拡大や管理不行届きの防止を図るための技術(逆転ロータリーによる耕起・畦立・播種・施肥の同時1回作業)についても普及を図る。

エ 具体的には、別紙の「認定農業者及び集落営農組織の麦作推進プラン」をもとに作付拡大を促進する。

(3) その他

① 平成23年度からの戸別所得補償制度への円滑な対応

本格実施される戸別所得補償制度では、年齢や経営規模に関係なく意欲のある農業者が農業を継続して行える環境を整備するとともに、そうした環境から集落営農や認定農業者など、多様な農業経営体を育成・確保するよう、制度内容の検討が進められている。

麦においては、これまでの「水田経営所得安定対策」から戸別所得補償制度の中で、「畑作物の所得補償交付金」の導入が検討されており、その交付対象者は販売農業者・集落営農組織と定義されている。

こうした制度内容の変更に円滑に対応するとともに、従来は交付対象者とならなかった農業者等にも一定の助成措置が講じられたことから、麦作振興対象を拡大するとともに、こうした小規模農業者等が農業を将来にわたって継続して行えるよう、集落営農組織の設立や参加について意識啓発を図る。

② J Aの助成措置の活用

J Aが、22年産麦において実施した麦作拡大コンクールについて、継続開催を促すとともに、23年産よりJ A単独支援事業として実施することとなった「需要に応じた麦生産支援事業(実需者ニーズに即した麦品種の作付拡大に対して助成(5,000円/10a以内))」を積極的な活用を促進し、

作付拡大の一助とする。

③ 収量向上対策の実施

平成 21 年産、22 年産ともに作況が不良となり、生産量の確保が急務である。そこで、過去 2 カ年の収量低下等の要因を把握し、新技術の導入の検討も含め、収量向上を図る。

不作付地解消とJAの作業支援による麦作推進プラン

目標

- 水田の有効活用を図るため、不作付地での麦生産拡大
- JAの麦作業支援による不作付地の有効活用

平成22年産
(JA作業支援面積)
小麦 1ha

はだか麦 0ha
合計 0ha

平成23年産
(JA作業支援面積)
小麦 30ha

はだか麦 70ha
合計 100ha

内訳 麦作業オペレーター育成支援事業等 50ha
ふるさと雇用再生特別基金事業 50ha

現状・課題を踏まえた具体的な方策

- 戸別所得補償モデル対策(米戸別所得補償モデル事業)において、調整水田等の不作付地を有する者が提出した「不作付地等の改善計画」を基に、市町と連携しながら、その情報を集約した農地地図情報の整備・提供
- これら農地地図情報と国の「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、不作付地を中心に麦の生産拡大を図れるようJAの作業支援体制づくり。

県段階

不作付地のマッチングによる生産拡大(地域段階)

不作付地を活用した生産拡大 - 農地・人材のマッチング活動 -

現状・課題

- 高齢化が進む中、不作付地は増加傾向であるが、その地権者での解消は困難。

実践内容

- 農地地図情報により、麦作に当たって条件の良好なほ場を特定
- 麦の大規模経営モデル等の経営収支を示しながら、近隣の認定農業者、集落営農組織、1支店1農場組織、農作業受委託組織等とのマッチング

実践内容

- 「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した臨時雇用とその職員に対する栽培技術や農業機械の操作技術を取得するまでの支援体制づくり
- 不作付地の集積等により、規模拡大を行う認定農業者などの担い手に対し、JA自らが作業の受託を実施
 - 〔不作付地において、受託料金(播種及び収穫)を各20,000円/10aとした場合、委託者は約32,000円/10aの収益〕
- 地域の受託農業者の経営に支障をきたさないよう配慮しながら支援

JA作業支援による生産拡大

現状・課題

- JAにおいては、農作業の支援体制を構築するため、国の「ふるさと雇用再生特別基金」事業を実施。
- これら事業を活用し、麦の作業支援を行い、地域農業の維持に寄与することが重要。

1支店1農場構想に基づく集落営農組織の麦作推進プラン

目標

- オペレーターの掘り起こしによる協業体制の整備によって、不作付地を活用した生産拡大

平成22年産

小麦 621ha
はだか麦 536ha
合計 1,157ha

平成23年産

小麦 834ha
はだか麦 713ha
合計 1,547ha



現状・課題を踏まえた具体的な方策

県段階

- 大幅に作付拡大に至った県麦作拡大コンクールにおける表彰者の優良事例の作成・配付
- 1支店1農場組織キャラバンにより、同組織の麦作の現状と課題を把握する。
- 1支店1農場組織キャラバンの結果を踏まえ、JAが県(普及センター)と調整し、県下で20組織の重点対象組織を定め、重点的な支援

現地優良事例モデルによる生産拡大(地域段階)

麦を作る人の掘り起こし・育成 [多様なオペレーターの掘り起こし]

現状・課題

- 高齢化が進む中、麦作農業者が減少しつつあるが、その一方で地域には他産業に従事する農業後継者や定年退職者も存在。



実践内容

- 共同作業による麦の大規模経営モデル等の経営収支を示しながら、オペレーターの掘り起こし
→ 10ha規模で収入が約245万円あり、3人作業とすれば、約80万円/人など
- オペレーターの掘り起こしに当たっては、専門的な方だけでなく、土日だけのサラリーマンオペレーターや定年退職者によるオペレーターの掘り起こし

麦作に適した農地の確保

現状・課題

- 通年の不作付地を含め、冬場はほとんどの農地が不作付地となっている状況。
- 麦作に適した農地が組織に集まらない。



実践内容

- 構成員に麦の作付のために冬場の不作付地を提供してもらえるか、意向調査を実施
- 意向調査結果を基に、オペレーターが条件の良好なほ場を確定
- 農地の確保に当たっては、通年の不作付地に麦作をすれば、麦収入以外に80千円/10aの助成が受けられることを示し、不作付地の解消にもつなげる

機械の共同利用・共同作業

現状・課題

- 機械の共同利用や共同作業による低コスト化が進んでいない。
- 新たな機械投資に消極的。



実践内容

- 確定農地を地図に記載し、オペレーターや共同利用する機械を決定
→ だれが、どの農地で、だれの機械で麦作を行うかを決定

認定農業者及び集落営農組織の麦作推進プラン

目標

- 認定農業者：2麦の組み合わせによる生産拡大
- 集落営農組織：新規耕作者やオペレーターの育成と新たな組織の立ち上げによる生産拡大

平成22年産

小麦 815ha
はだか麦 235ha
合計 1,050ha

平成23年産

小麦 916ha
はだか麦 433ha
合計 1,349ha



現状・課題を踏まえた具体的な方策

県段階

- 大幅に作付拡大に至った県麦作拡大コンクールにおける表彰者の優良事例の作成・配付
- 県単独補助事業を実施した認定農業者や集落営農組織を重点対象として個別巡回を実施し、事業実施計画における麦の目標面積の早期達成を加速
- 認定農業者に対しては、適正規模の経営モデル(1麦種→2麦種作付)を作成し、資本装備等の面から拡大可能な面積を提案。併せて、作付拡大や管理不行届きの防止を図るための技術の普及を促進

現地優良事例及び大規模経営モデルによる生産拡大(地域段階)

麦を作る人・集団の掘り起こし・育成

現状・課題

- 高齢化が進む中、麦作農業者が減少しつつあるが、その一方で地域には新規就農者や他産業に従事する農業後継者に加えて早期・定年退職者も存在。



実践内容

- 麦の大規模経営モデル等の経営収支を示しながら、認定農業者や集落営農組織のオペレーターの掘り起こし
→ 10ha規模で収入が約245万円など
- 人材の掘り起こしに当たっては、担い手になることのメリット措置(各種支援制度等)をわかりやすく

農業者へ伝達

品種・作期分散による生産拡大

現状・課題

- 経営面積に占める麦の作付比率が7割程度と高いことから、生産拡大に限界感。



実践内容

- 県単独補助事業を実施した担い手への個別巡回により、適正規模の経営モデル(1麦種→2麦種作付)による作付誘導やJAによる作業支援の活用を推進
- 省力化や管理不行届きの防止を図るための技術(逆転ロータリーによる耕起・畦立・播種・施肥の同時1回作業)についても普及し、生産拡大をフォロー

平成23年産麦の需給動向及び生産拡大に向けた取組方針について

I. 香川県の麦作の推移

香川県農業協同組合 営農部農産課

(表1) 作付面積と生産量の推移

年 産	小麦					はだか					二条大麦					三麦計		
	面積 Ha	単収 kg/10a	生産量 t	作況 指数	平年 単収	面積 ha	単収 kg/10a	生産量 t	作況 指数	平年 単収	面積 ha	単収 kg/10a	生産量 t	作況 指数	平年 単収	面積 ha	前年比 %	生産量 t
55	675	303	2,050	96	316	6,530	312	20,400	95	330	1,050	289	3,030	85	316	8,250	-	25,500
60	3,210	414	13,300	112	369	3,410	412	14,000	116	356	946	378	3,580	107	369	7,570	103.3	30,900
H元	3,570	359	12,800	91	396	3,130	306	9,580	83	370	457	309	1,410	86	369	7,160	102.4	23,800
5	1,860	389	7,240	100	390	803	369	2,960	106	349	6	442	27	-	390	2,670	76.9	10,200
12	602	419	2,520	106	397	1,310	461	6,040	120	383	3	333	10	103	324	1,910	115.1	8,570
17	1,330	288	3,830	76	379	1,040	245	2,550	65	379	0	150	1	-	-	2,370	103.9	6,380
18	1,420	322	4,570	85	379	948	318	3,010	84	379	0	-	-	-	-	2,370	100.0	7,580
19	1,350	361	4,880	101	357	743	327	2,430	93	353	-	-	-	-	-	2,090	88.2	7,310
20	1,590	377	5,990	109	345	693	393	2,720	116	338	-	-	-	-	-	2,280	109.1	8,710
21	1,520	222	3,370	62	358	689	226	1,560	65	347	-	-	-	-	-	2,210	96.9	4,930
22	1,482	???	(3,371)	??	???	803	???	(2,324)	??	???	-	-	-	-	-	2,290	103.6	(5,695)

注) : 1. 作況指数は、17年産以降は10a当たり平均収量対比(10a当たり平均収量と当年産の10a当たり収量との対比)

: 2. 平年単収は、17年産以降は10a当たり平均収量(過去7カ年の実績値のうち、最高・最低を除いた5カ年の平均値)

: 3. 面積はラウンドによる数値(4ケタ以上は1の位をラウンド)

出典) 農林水産省「作物統計」

(表 2) 小麦品種別面積の推移 (単位 : ha)

年産	農林 26 号	オマセコムギ	セトコムギ	ダイチノミノリ	チクゴイズミ	さぬきの夢 2000	さぬきの夢 2009	その他	計
S 4 0	8,800							2,200	11,000
4 5	410	502						302	3,410
6 0	3	10	3,194					3	3,210
H 5			19	1,840					1,860
1 3					603	23		3	631
2 0						1,590			1,590
2 2						1,459	23		1,480

(表 3) はだか麦品種別面積の推移 (単位 : ha)

年産	ユナギハダカ	キカイハダカ	サヌキハダカ	イチバンボシ	マンネンボシ	その他	計
S 4 0	7,500					7,300	14,800
4 5	4,000	5,100				2,400	11,500
6 0		24	3,383			3	3,410
H 5			769			34	803
1 3			4	1,515		1	1,520
1 5			2	1,474	74		1,550
2 0				693			693
2 2				803			803

II. 麦の需給情勢と課題

1. 小麦（さぬきの夢2000）

実需者からの要望

- (1) 安定した量の提供（当面 6,000 トンの確保）
- (2) 品質の安定（均質で高品質）

（表4）小麦の生産と需要

（単位：ha、トン、kg/10a）

年産（作況指数）	18（85）	19（101）	20（109）	21（62）	22（??）
作付面積	1,420	1,350	1,590	1,520	1,482
生産予定数量①	5,625	4,800	4,900	5,700	5,800
希望購入数量②	6,432	6,606	4,941	6,709	6,448
生産量（単収）③	4,570（322）	4,880（361）	5,990（377）	3,370（222）	3,371（???)
④=①-②	▲807	▲1,806	▲41	▲1,009	▲648
⑤=③-①	▲1,055	+80	+1,090	▲2,330	▲2,429
⑥=③-②	▲1,862	▲1,726	+1,049	▲3,339	▲3,077

④＝需給乖離、⑤＝生産乖離、⑥＝実質需給乖離

（表5）小麦の品質分析（19年産～21年産）

評価項目	基準値	許容値	県下統一試料による分析結果			許容値を超える試料		
			19(B)	20(B)	21(A)	19(10)	20(10)	21(9)
たんぱく%	9.7~11.3	8.0~13.0	×8.8	×8.3	×9.0	0	1	0
灰分%	1.60以下	1.65以下	○1.52	○1.51	○1.58	0	0	0
容積重 g/l	840以上	—	×824	×813	○840	0	0	0
フォールク ^g	300以上	200以上	○381	○387	○359	0	0	0

県下統一試料による分析結果における各年産欄の（ ）内はランク評価であり、各分析値の○、×は基準値の内外を表す。

許容値を超える試料における各年産欄の（ ）内は試料（施設）数である。

（表6）さぬきの夢2009の生産計画

（単位：ha）

22年産	23年産	24年産	25年産
23	110	500	全面切替え

2. はだか麦（イチバンボシ）

実需者からの要望

（1）安定した量の提供（4,000 トンの確保）

（表7）小麦の生産と需要

（単位：ha、トン、kg/10a）

年産（作況指数）	1 8 (84)	1 9 (93)	2 0 (116)	2 1 (65)	2 2 (??)
作付面積	948	743	693	689	803
生産予定数量①	4, 000	2, 900	2, 450	2, 400	2, 700
希望購入数量②	7, 207	7, 315	8, 140	7, 676	3, 939
生産量（単収）③	3, 010 (318)	2, 430 (327)	2, 720 (393)	1, 560 (226)	2, 324 (???)
④＝①－②	▲3, 207	▲4, 415	▲5, 690	▲5, 276	▲1, 239
⑤＝③－①	▲990	▲470	+270	▲840	▲376
⑥＝③－②	▲4, 197	▲4, 885	▲5, 420	▲6, 116	▲1, 615

④＝需給乖離、⑤＝生産乖離、⑥＝実質需給乖離

（表8）はだか麦の品質分析（19年産～21年産）

評価項目	基準値	許容値	県下統一試料による分析結果			許容値を超える試料		
			1 9 (AA)	2 0 (A)	2 1 (A)	19(10)	20(10)	21(9)
容積重 g/l	840 以上	—	○847	○847	○860	0	0	0
細麦率%	2.0 以下	—	○0.1	○0.8	○0.2	0	0	0
白度	43 以上	40 以上	○48	○51	○50	0	0	0
硝子率%	50 以下	60 以下	○43	×52	×54	2	2	0

県下統一試料による分析結果における各年産欄の（ ）内はランク評価であり、各分析値の○、×は基準値の内外を表す。

許容値を超える試料における各年産欄の（ ）内は試料（施設）数である。

3. 今後の課題

(1) 生産者収入の安定化

①単収の向上

- ・ 2麦（小麦、はだか麦）をバランスよく作付け
- ・ 圃場選定、適期播種、排水対策
- ・ 施肥管理

②品質の向上（1等麦、品質評価Aランクの生産）

- ・ 施肥管理、雑草防除、病虫害防除

(表9) 等級・品質区分による手取格差（円/60kg）

平成23年度農業者戸別所得補償制度における品質加算

○品質区分ごとの交付単価

麦種	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580

○ランク格差と等級格差の単価差

麦種	ランク格差①			等級格差②			
	A-B	A-C	A-D	1A-2A	1B-2B	1C-2C	1D-2D
小麦	500	650	710	1,160	1,160	1,160	1,160

○落等（1等→2等）、ランク格下げ（A→B, C, D）の場合の単価差

麦種	販売単価差③	①+②+③		
		1A-2B	1A-2C	1A-2D
小麦	360	2,020	2,170	2,230

(2) 面積拡大

担い手に応じた対応

①認定農業者

- ・ 作業省力化技術の普及
- ・ 2麦による作期分散
- ・ 麦作業支援（労働力の派遣）

②集落営農組織

- ・ 新規耕作者、オペレーターの育成

③1. 1・法人・団体

- ・ オペレーターの掘り起こしによる協業体制の構築

Ⅲ. 平成23年産（22年播き）の麦作振興

(1) 地区別作付拡大目標

(表10) 経営体別麦種別の目標面積

(単位：ha)

	経営体	H22年産面積 ①	H23年産目標面積②			作付拡大面積 ②-①
			小麦	はだか麦	計②	
大川	認定農業者		78	46	124	
	集落営農		120	45	165	
	1支店1農場					
	(計)	248	198	91	289	41
中央	認定農業者		398	60	458	
	集落営農		70	14	84	
	1支店1農場		272	40	312	
	(計)	702	740	114	854	152
綾坂	認定農業者		82	62	144	
	集落営農		30	24	54	
	1支店1農場		145	109	254	
	(計)	338	257	195	452	114
仲多度	認定農業者		70	120	190	
	集落営農		18	31	49	
	1支店1農場		279	484	763	
	(計)	805	367	635	1,002	197
三豊	認定農業者		45	27	72	
	集落営農		5	4	9	
	1支店1農場		138	80	218	
	(計)	190	188	111	299	109
県計	認定農業者		673	315	988	
	集落営農		243	118	361	
	1支店1農場		834	713	1,547	
	(県計)	2,285	1,750	1,150	2,900	615

(注) (県計)には小豆地区を含む

(表11) 22年産における経営体別の麦の作付状況 (単位：ha、%)

経営体	経営面積	麦作付面積	作付比率
個人認定農業者	1,263	859	68
1・1農場組織	3,636	1,076	30
集落営農組織	358	283	79
合計	5,257	2,218	42

(2) 麦作支援助成

①「需要に応じた麦生産支援事業（実需者ニーズに即した麦品種の拡大に対して助成

・事業主体

J A香川県

・助成基準

23 年産麦播種面積（さぬきの夢 2000、さぬきの夢 2009、イチバンボシ）につき、22 年産麦播種面積より実質作付け拡大した面積（10a 以上）に対し助成する。

なお、平成 23 年産麦から導入が予定されている戸別所得補償制度の加入要件を満たすものとする。

・助成額

5,000 円/10a 以内とする。

②「はだか麦作付増加促進対策事業」

・事業主体

全国精麦工業協同組合連合会

・助成基準

平成 23 年産麦播種面積（イチバンボシ）につき、20 年産麦播種面積より実質 1ha 以上作付け拡大した面積（農業共済加入面積で確認）に対し助成する。

・助成額

3,500 円/10a とする。

IV. 参考資料

(表 1 2) 平成 2 2 年産民間流通麦の価格情勢

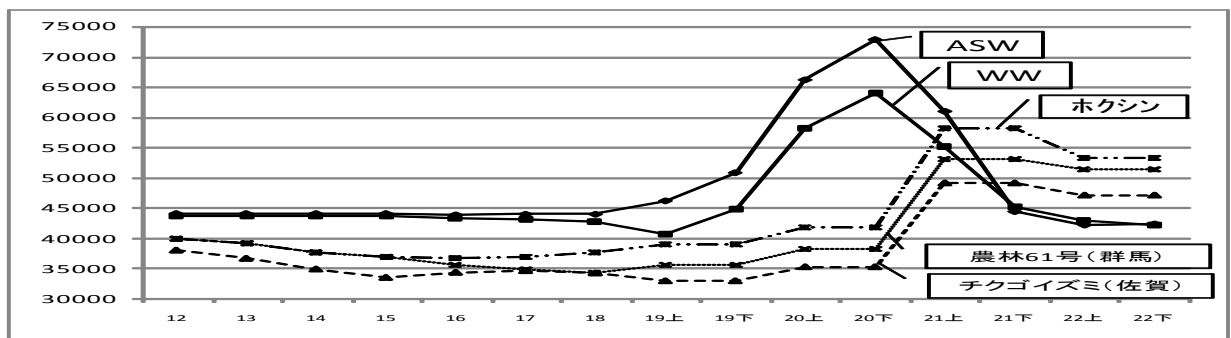
(単位：円/トン (税抜))

麦 種	基準価格① (21年産)	指標価格② (22年産)	前年対比 ②÷①
さぬきの夢2000	68,782 (56,894)	61,910 (52,610)	90% (93%)
イチバンボン	59,245 (55,796)	63,979 (58,561)	108% (105%)

(注) 入札における値幅制限：2 2 年産麦は± 1 0 %、また () 内は全国平均である。

○ 輸入小麦政府売渡価格の推移

(単位：円/t)



注 1. 輸入麦 (ASW (豪州産、中力)、WW (米国産、薄力)) 価格は、政府売渡価格適用期間のものである。

注 2. 輸入麦価格 (平成 22 年 10 ~ 平成 23 年 3 月期) は、これまでの政府買付価格から本会が推定した値である。

注 2. 国内産麦価格 (ホクシン (北海道)、農林 6 1 号 (群馬)、チクゴイズミ (佐賀)) 価格は、輸入麦政府売渡価格適用期間に流通する年産の入札指標価格 (税抜き) である。

平成22年度 香川県麦づくり推進研修会

「近年の作況を踏まえた麦の 生産安定技術について」

乾田化と適期播種で生産安定を！

香川県農業経営課
技術支援グループ
大山興央

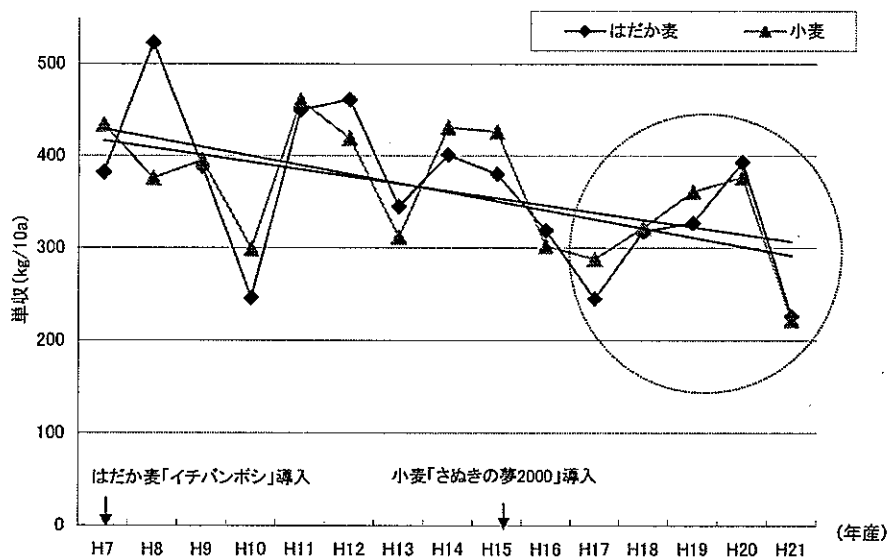
平成22年産 麦作を振り返って

※ 作柄が大幅に低下

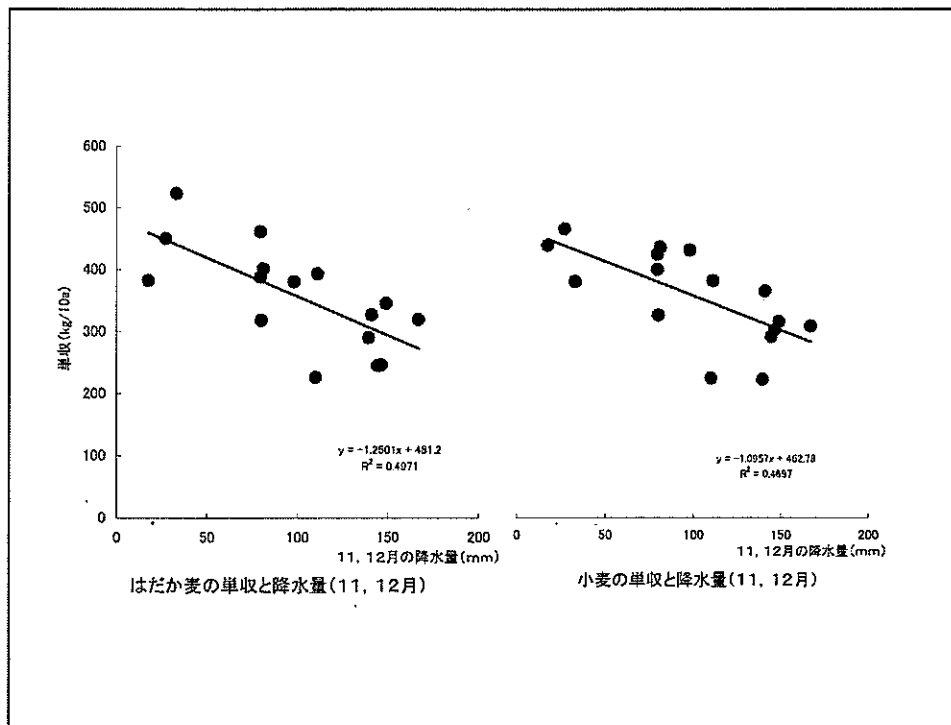
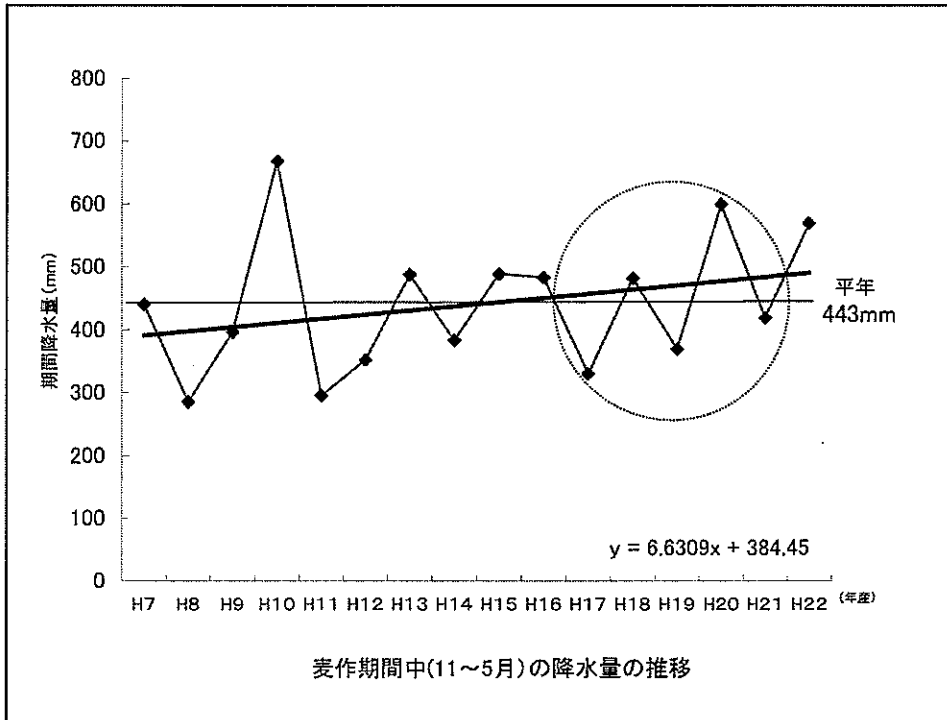
- 降雨により計画的播種ができなかった。(生育不足)
11月末までに播種した割合 はだか麦:約40% 小麦:約25%
- 播種直後のゲリラ豪雨(11/10)
出芽不良(莖数不足→穂数不足、播き直し→生育遅延)
- 生育期(3月)の湿害→有効莖(穂数)の現象
- 3~4月の低温による稔実不良(粒数不足) <小麦>
- 雑草害(初期除草剤の効果不足と麦の生育不良)
- 降雨に伴う、追肥の不実施

湿害対策と適期播種の重要性を再認識

播種直後の降雨による出芽不良(はだか麦)



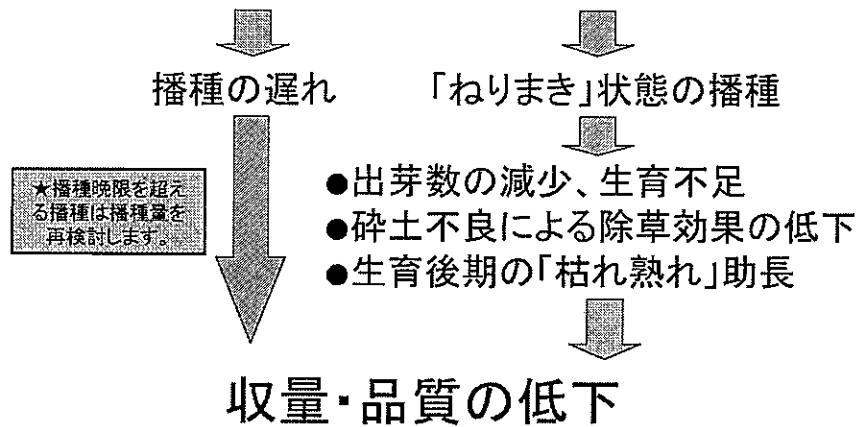
香川県の麦種別単収の推移



湿害とは

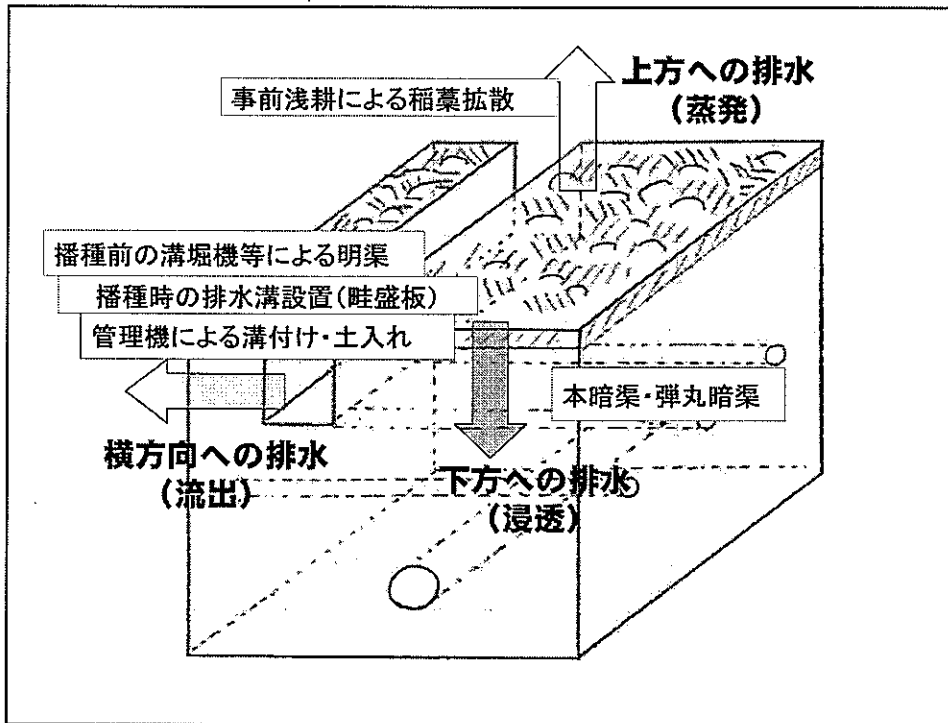
土壤水分過多で通気不良になると、根の呼吸作用が阻害されて養分の吸収に障害が現れ、以後の生育に悪影響を及ぼす現象。

播種前の排水対策ができていないと



「麦づくり」における排水対策について

- 本暗渠の設置
- 排水口の確保
- 溝堀機による播種前の排水
- 播種前の浅耕による稻わら拡散・鋤きこみ
- 畦盛板による排水溝設置
- 排水溝と落水口の連結
- 土入れによる排水→畦立形状の栽培法



播種前の明渠の設置

播種前の早い段階で、溝堀機や管理機を用いて溝(明きよ)を設置しておく。

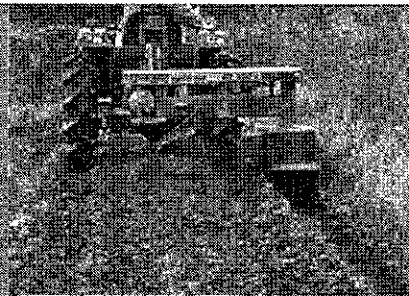
<目的>

降雨後の雨水を速やかに排出し、ほ場の乾燥(乾田化)を促進する。

<留意点>

① ほ場の周辺や3~5m間隔に設置し、落水口と確実に連結しておく。

② 播種前の事前浅耕と併せて実施すると効果が高い。



溝堀機による明渠設置

事前の浅耕処理

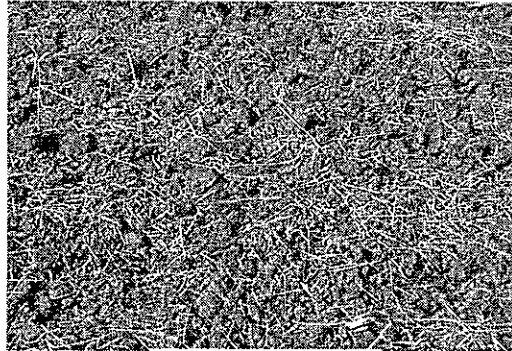
水稻収穫後に浅耕して稲わらをあらかじめ鋤きこんでおく。

土層表層部分の乾燥が進み、碎土率が高まり、苗立が安定する。

<留意点>

①耕起深が深すぎると、播種直前の雨で、過湿となり播種時期が遅れる。
(耕起深5cm程度で稲株がはがれる程度)

②播種前の排水溝設置と併用で実施すると効果が高い。



事前浅耕後の様子

播種時の排水対策

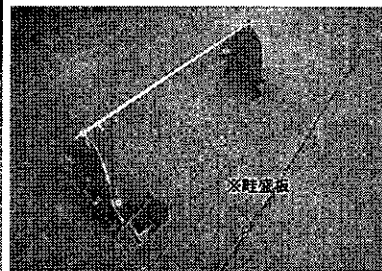
畦盛板を用い、播種・耕起と同時に溝付けを行います。

<留意点>

播種整地後は溝と溝、落水口への連結を確実にするため、管理機等を用い補強を行います。



畦盛板によって耕起と同時に排水溝を設置



●機械化畝立栽培のメリット

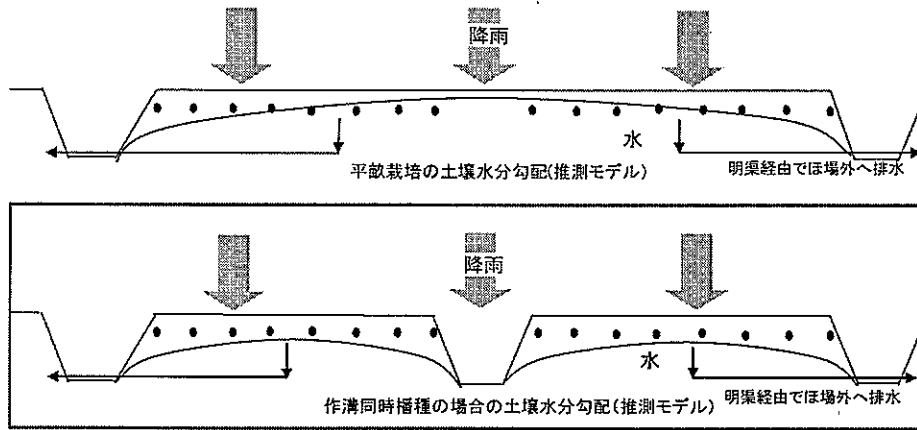


図 畝立栽培及び播種後の明渠設置の効果について

畝ごとに明渠を設置し、播種後の生育量を確保



土入れ

<土入れの効果>

- ①無効分げつ、雑草の抑制
- ②追肥の肥効持続性の増大
- ③倒伏防止
- ④排水性の向上
(溝の点検・補強を兼ねる)



<留意点>

- ①培土機で土が均一にかかるように排水溝の設置間隔を狭くしておく。(全工程実施を原則とする)
- ②追肥施用直後は実施効果が高い。
- ③排水溝の点検・整備を兼ねて実施する。
- ④3月上旬頃まで、3回ほど実施可能、一回目の倍土量は少なめとする。

麦の播種適期について

種類	品種	播種早限	播種適期	播種晩限
はだか麦	イチバンボシ	11月10日	11月15日～11月25日	12月20日
小麦	さめきの夢2000	11月 5日	11月10日～11月20日	12月 5日

<播種期決定の要因>

- ①品種固有の能力が発揮され、品質・収量ともに高い。
- ②梅雨期の雨害を最小限にとどめる。
- ③土壌が適湿な条件下で播種作業を行う。

<早播のリスク>

- 凍霜害の危険性
- 病害の発生
- 後期凋落型の生育
(枯れ熟れの助長)

<遅播のリスク>

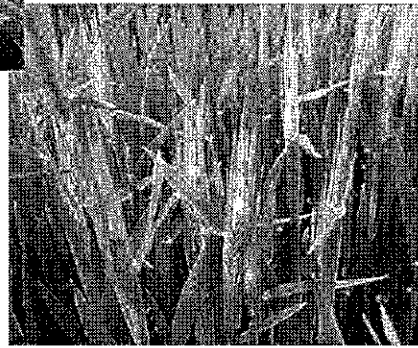
- 収量の低下、品質の低下
- 雨害による品質低下
穂発芽(特に小麦)
退色粒(はだか麦)

規模拡大には収穫期の分散が必要です。需要が逼迫しているはだか麦(イチバンボシ)の増産を！



小麦の凍霜害

はだか麦の凍霜害



主要雑草

スズメノテッポウ



スズメノカタビラ



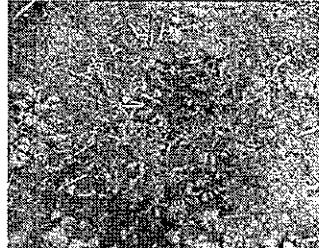
カズノコグサ



タテ



ヤモムグサ



ガラスノエンドウ



雑草防除

①休耕地など、既存雑草が多い場合は、播種前処理。
ブリグロックSL、バスタ液剤、ラウンドアップマックスロード

②播種後土壌処理

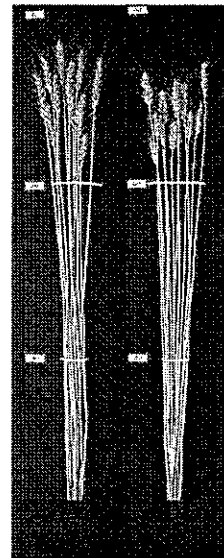
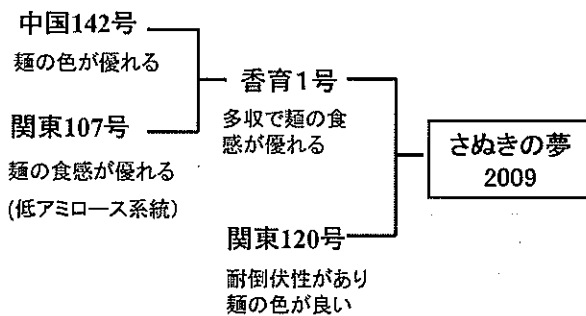
トレファンサイド粒剤・乳剤、クリアターン乳剤(小麦のみ)
※土壌が乾燥している場合は、多目の水量で処理します。

③生育期処理

ハーモニー75DF水和剤、アクチノール乳剤
※対象雑草の生育ステージに注意しましょう。

使用基準を遵守し、危害防止・飛散防止に努めましょう。

「さめきの夢2009」の育成経過



平成21年11月10日奨励品種採用
" 11月27日品種登録申請
平成22年 3月18日出願公表

「さぬきの夢2009」の品種特性

「さぬきの夢2009」の品種特性		品種名	
品種名		さぬきの夢2009	さぬきの夢2000 (標準)
形質	出穂期(月日)	4/4	4/7
	成熟期(月日)	5/27	5/27
生育特性	穂長(cm)	82.5	79.2
	穂長(cm)	10.1	7.9
	穂数(本/㎡)	377	331
	耐倒伏性	強	強
	穂発芽性	やや遅	やや遅
収量品質特性	子実重(kg/ha)	46.9	34.7
	圃上対標準比(%)	135	(100)
	千粒重(g)	40.9	38.5
	容積重(g)	819	822
	原皮粒の見かけの品質	中の中	中の上
加工適性	原麦蛋白含有率(%)	8.7	8.7
	製粉歩留(%)	68.9	66.8
	ミリングスコア	81.9	78.7
	粉の項度(L*)	89.5	89.6
	粉の赤色み(a*)	0.37	0.35
加工適性	粉の黄色み(b*)	12.5	12.9
	最高粘度(RVU)	460	483
	ブレークダウン(RVU)	292	312
	最終粘度(RVU)	282	290

うどん食味官能検査結果								
品種名	色	外観	なめらかさ	かたさ	粘弾性	香り、味	合計	総合評価
さぬきの夢2009	15.2	11.3	11.4	7.3	18.3	10.9	74.3	74.7
さぬきの夢2000	(14.0)	(10.5)	(10.5)	(7.0)	(17.5)	(10.5)	(70.0)	(70.0)

注)生産力検定試験(畦立散播栽培)における3ヶ年平均(2005~2007年産)うどん食味官能審査は食糧庁「小麦のめん適性評価法」に基づき、さぬきの夢2000を基準として±3点で評価した。



さぬきの夢2009 さぬきの夢2000

「さぬきの夢2000」に比べて、収量性が高く、うどんの食味評価が優れる等の特徴がある。

注1)生育収量品質特性は2006~2008年産、加工適性については2005~2007年産(ミリングスコアは2007年産のみ)の平均値
注2)栽培法は畦立散播栽培(畦幅90cm、播種幅30cm)とした。

大規模農家における適期内播種を目指して

<畝構造と土壤水分に着目した耕耘・播種・作溝同時作業技術>

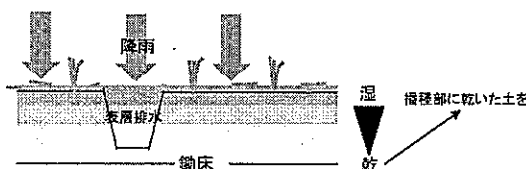


図 水稲収穫跡水田の降雨直後の土壤水分イメージ

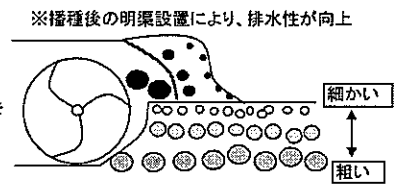
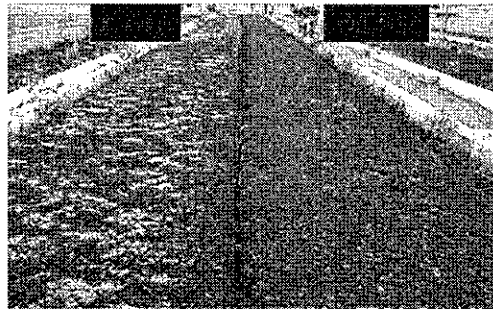


図 レーキを備えたロータリ耕の畝内土壤粒構造 (逆転ロータリ・2WAYロータリ)

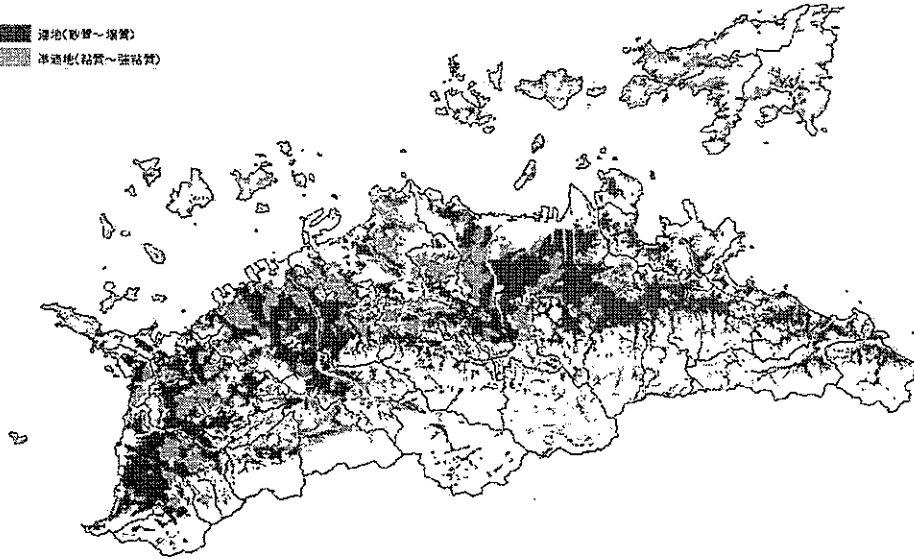
技術開発のポイント

- ①播種部の碎土率と出芽率の向上
- ②1回の作業で耕耘・播種・畝立て(作溝)
- ③播種可能となる土壤水分の目安が必要



麦作適否別土壤区分

● 適地(砂質～壤質)
● 不適地(粘質～強粘質)



まとめ

- 「麦づくり」は湿害との戦い！
- 適期内播種を心がけましょう。
- 確実に追肥が行えるほ場管理を！
- 周辺の適地を活用して作付拡大を！

平成22年 8月31日
農 林 水 産 省

農業者戸別所得補償制度概算要求の骨子

1 目的・理念

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とする。

2 対象とすべき作物

(1) 戸別所得補償交付金

- ① 水田・畑地において、
 - ア 農業者の農業経営の安定を図るため、恒常的にコスト割れしている作物
 - イ 食料自給率の維持・向上を図るため、国民の食生活上特に重要な作物
 - ウ 多面的機能の維持を図るため、農地の有効利用と農業生産力の維持が重要であることから、他の作物と組み合わせた生産が広く行われている作物を対象とする。
- ② 具体的には、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねとする。

(2) 水田活用の所得補償交付金

水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、そば、なたね、加工用米を戦略作物とし、これ以外の地域特産物については、都道府県の判断で対象に加えることができる。

< 23年度概算要求資料 >

(3) さとうきび、でん粉原料用かんしょの取扱い

さとうきび、でん粉原料用かんしょは、別途作物ごとに生産コストを補てんする支援策が講じられ、支払頻度など地域の生産実態を踏まえた運用が図られていることから、作物ごとの対策を継続する。

3 対象となる農業者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」とする。

4 支援内容

(1) 米の所得補償交付金

- ① 米については、生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費＋家族労働費の8割」として計算した単価を面積払で支払う。
- ② 米の単価については、モデル対策において、全国平均でみて恒常的な赤字部分を埋める金額を算定したところであり、生産現場の混乱を避ける観点からも、モデル対策で設定した交付単価を用いることとする。

交付単価 1.5万円／10a（全国一律）

- ③ 中山間地域等の条件不利地については、別途「中山間地域等直接支払」の対象となる。（7ページ参照）

(2) 畑作物の所得補償交付金

- ① 畑作物については、面積払だけでは、農業者の単収増や品質向上の努力が反映されないことから、数量払と面積払を併用した仕組みとする。

< 23年度概算要求資料 >

- ② この場合、生産性向上の努力が報われるよう数量払を基本とすることとし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する。
 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、追加で支払う仕組みとする。(別紙1)

(注) 結果的に、数量払と面積払のいずれか高い額が支払われることになる。

- ③ 数量払の交付単価については、自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに標準的な生産費を算定し、標準的な販売価格との差額分を60kg (1 t) 当たりの単価で設定する。(別紙2)

小麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
6,360円／60kg	11,430円／60kg	6,410円／t	11,600円／t

- ④ 面積払の交付単価については、収入の大幅な減少があった場合でも、農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として10 a 当たりの単価で設定する。
 また、現在の経営所得安定対策のような過去実績ではなく、当年産の作付面積に対して支払うこととする。(別紙3)

交付単価 2.0万円／10 a (4 作物共通)

- ⑤ そば、なたねの単価については、今年度から生産費調査を実施しており、生産費調査結果が明らかになった段階で算定する。
- ⑥ 中山間地域等の条件不利地については、別途「中山間地域等直接支払」の対象となる。(7 ページ参照)

< 23年度概算要求資料 >

(3) 水田活用の所得補償交付金

ア 戦略作物への支援

- ① モデル対策で設定した主食用米並みの所得を確保し得る水準の単価を、面積払で支払う。(別紙4)
- ② 二毛作助成を引き続き実施するとともに、別対策で措置してきた耕畜連携事業も本事業に取り込んで一体的に実施する。

(戦略作物の交付単価)

麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用・飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a
(二毛作助成)	1.5万円/10a
(耕畜連携事業)	1.3万円/10a

イ 22年度の「激変緩和措置」の扱い

- ① 激変緩和措置については、1年限りの扱いとしているものの、生産現場からは地域農業の振興、麦・大豆等の団地化の取組の維持のため、継続を求める声強い。
- ② このような産地の取組を支援し、麦・大豆等の生産拡大を図っていくことが自給率向上にも資することから、現行の激変緩和調整枠(22年度：260億円)を発展的に解消するとともに、その他作物への助成(1.0万円/10a、22年度：204億円)と一体化し、地域特産物の振興、戦略作物の生産性の向上に向けた取組などを支援する「産地資金」を創設する。
- ③ なお、制度導入時の対象畑作物の生産状況に配慮しつつ、本制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地も対象にできるようにする。
- ④ 当該資金の予算枠は、430億円とし、各都道府県に対する配分方法については、自給率向上に向けた望ましい取組やこれまでの産地における取組の継続性に十分配慮して今後決定する。

< 23年度概算要求資料 >

(産地資金の使途の例)

- ・ 地域農業の振興を図る上で重要な作物に対する支援
- ・ 麦、大豆等の戦略作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
- ・ 集落営農に対する支援
- ・ 生産性向上に向けた技術導入に対する支援 など

(4) 米価変動補てん交付金

- ① 現行のナラシ対策を廃止し、米の変動部分については米価変動に対応するための補てん交付金に一本化する。(別紙5)
- ② その際、交付金の算定については、モラルハザードを防止する観点から、米のモデル事業と同様に、全国平均の相対取引価格を使用することとする。
- ③ また、価格をとる期間をできるだけ長くし、各年度の価格変動を適切に反映するため、当年産の販売価格は3月までの平均価格を使用することとし、交付金は翌年度の5～6月頃に支払うこととする。
- ④ 支払時期との関係で、本交付金にかかる予算計上は平成24年度予算となる。

5 加算措置

(1) 品質加算

- ① 麦・大豆等の畑作物については、地域間・農業者間の品質の格差が大きい一方で、輸入品との競合から販売価格が低く抑えられ、市場評価だけでは品質向上のインセンティブが働かない。
- ② このため、畑作物については、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行うこととする。(別紙6)

< 23年度概算要求資料 >

(2) 再生利用加算

地域の不作付地等の解消計画に従って、不作付地等に自給率向上効果の高い麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、営農地の条件に応じて一定額（1～3万円/10a）を5年間加算をする。（別紙7）

(3) 集落営農の法人化加算

集落営農が地域農業の中核的役割を果たすためには、その経営基盤を強化し、6次産業化の主体になることが重要であることから、集落営農が法人化する際の事務費等として、2千円/10aを1年限りで加算する。（別紙8）

(4) 緑肥輪作加算

豆類が栽培できず3年輪作しかできない地域等に対して、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閒緑肥）に、1.0万円/10aを支払う。（別紙9）

(5) その他

なお、規模拡大・農地集積・担い手に対する加算については、米に関して全国一律単価とすることにより、コスト低減へのインセンティブが高まるため、当面措置しない。

< 23年度概算要求資料 >

6 中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策の拡充

(1) 中山間地域等直接支払制度

- ① 中山間地域等（地域振興8法地域）内の農用地であって、都道府県が策定した傾斜地と同等の条件不利基準に該当する地域を対象に、離島等の平地についても傾斜地と同等の扱いが適用できるようにする。
(別紙10)
- ② 交付金の使途に制限はなく、協定参加者の合意で決定可能であるが、集落で行う共同活動については、農地・水保全管理支払で行うことを基本とし、交付金の2分の1以上は個人に支払うことを原則とする。

(2) 農地・水・環境保全向上対策

- ① これまでの農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、集落が行う農地周りの水路・農道等の補修・更新などの活動に対して新たに支援することにより、長寿命化対策の強化を図る等の見直しを行う。(別紙11)
- ② 環境保全型農業に対する支援を切り離して、集落共同での資源保全の取組に特化し、名称を「農地・水保全管理支払」に変更する。

(3) 環境保全型農業支払

- ① 地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行うための「環境保全型農業支払」を創設する。(別紙12)
- ② 集落共同で農地・農業用水等の保全管理を実施しているかどうかにかかわらず、化学肥料・農薬を原則5割以上低減する農業者等が、より環境保全効果の高い取組を行った場合に直接支援を行う。

< 23年度概算要求資料 >

7 実施体制

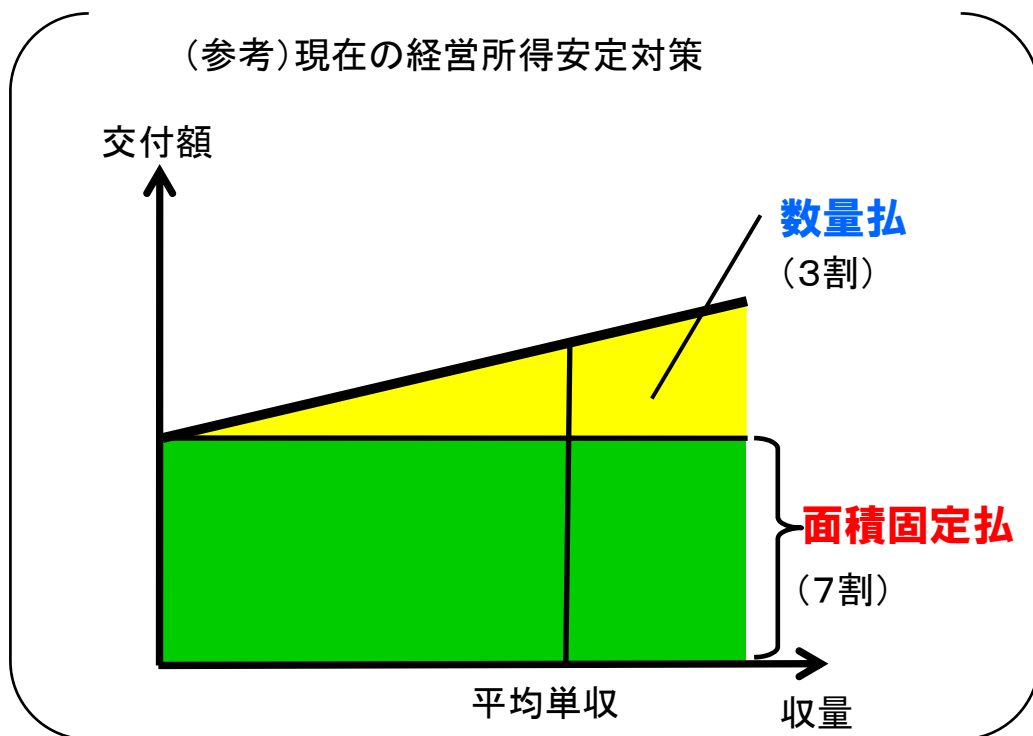
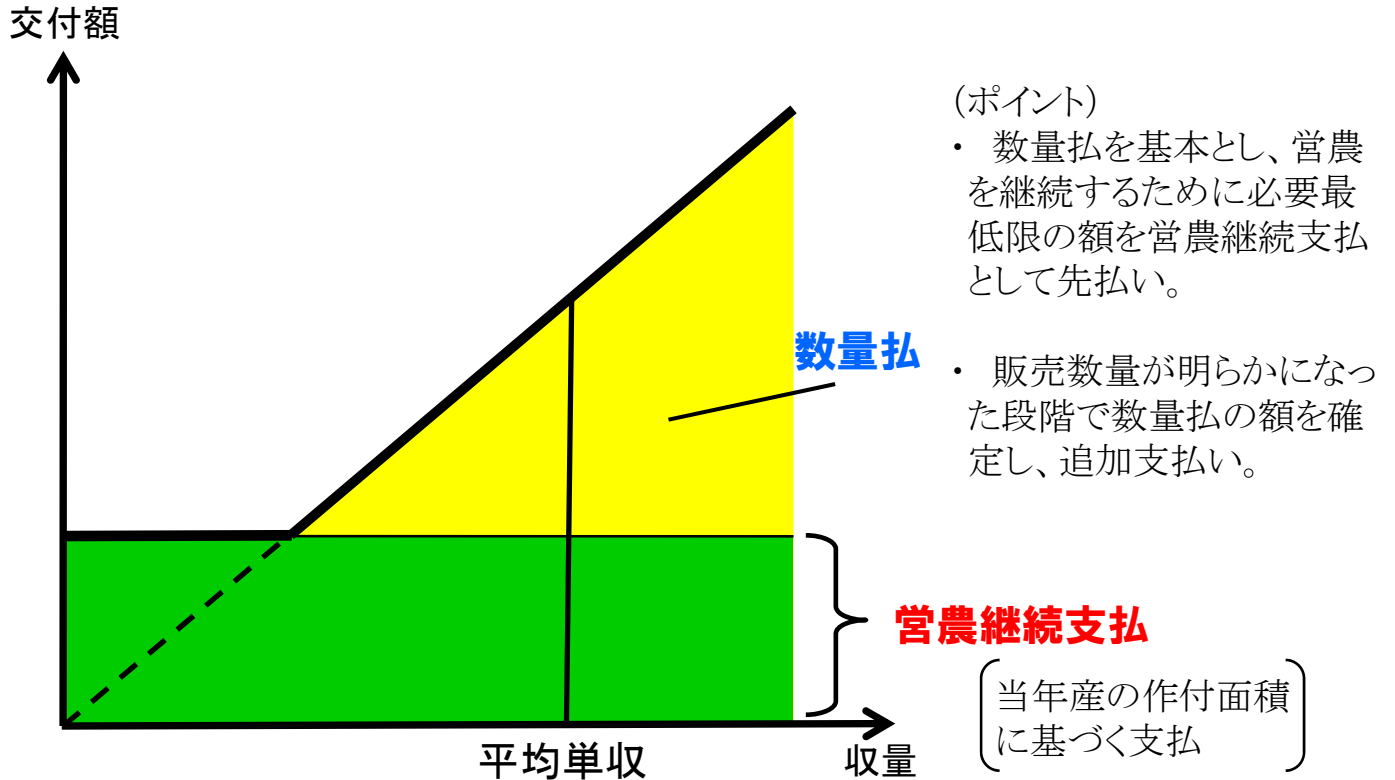
(1) 生産数量目標の設定

- ① 「食料・農業・農村基本計画」で定められた平成32年の生産数量目標の達成に向けて、国、都道府県、市町村が連携し、行政が主体性を発揮する仕組みを設ける方向で検討する。
- ② その際、対象作物の生産動向、需要動向等を反映した生産数量目標となるよう、都道府県、市町村が、農業団体、実需者等の関係機関の参加を得た農業再生協議会を設置して意見を聴くこととする。
- ③ なお、現在、種々の事業ごとに設置されている協議会については、農業再生協議会に整理統合する。

(2) 申請・交付事務（申請受付・作付面積等の確認・交付金の交付）

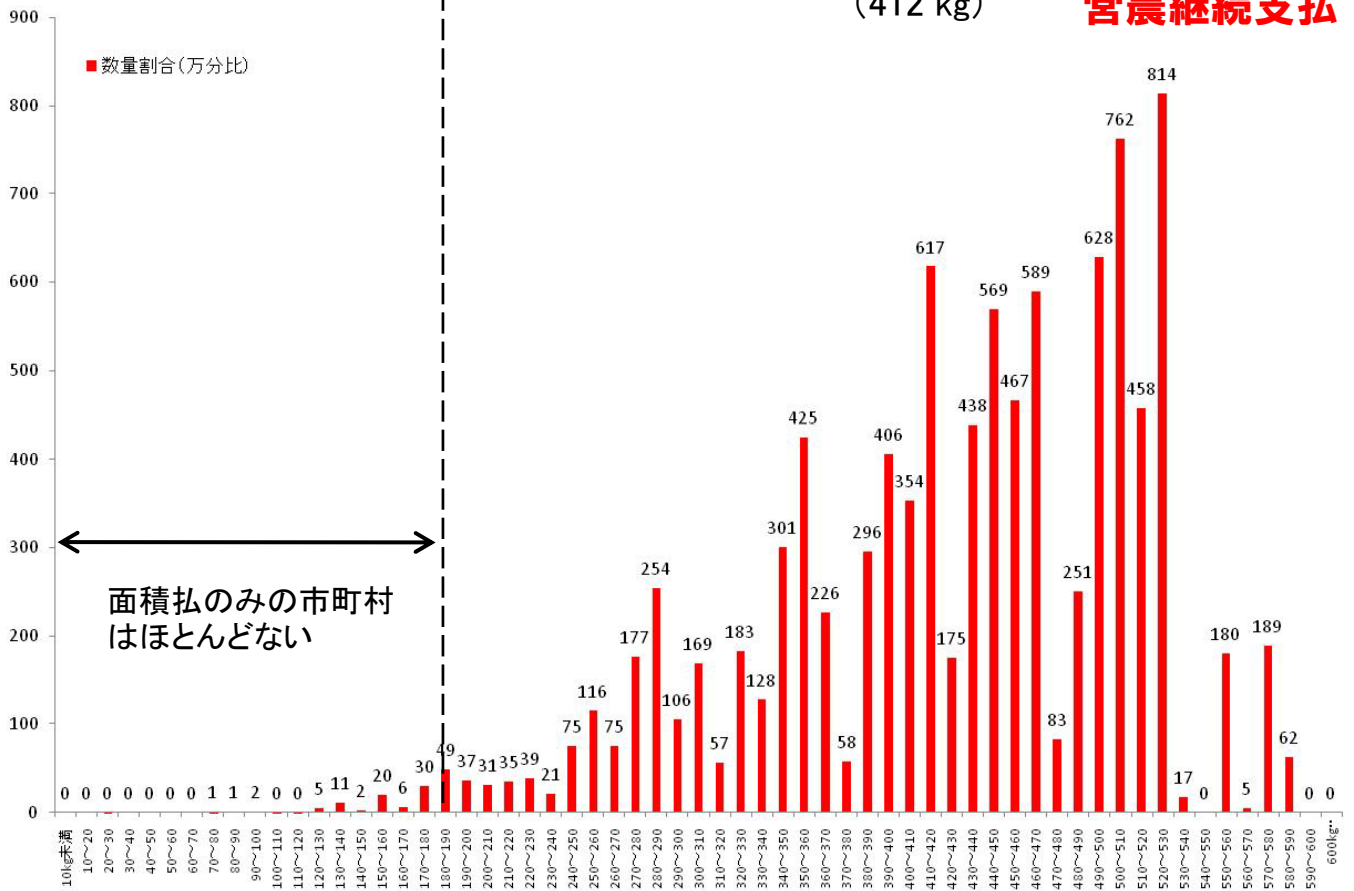
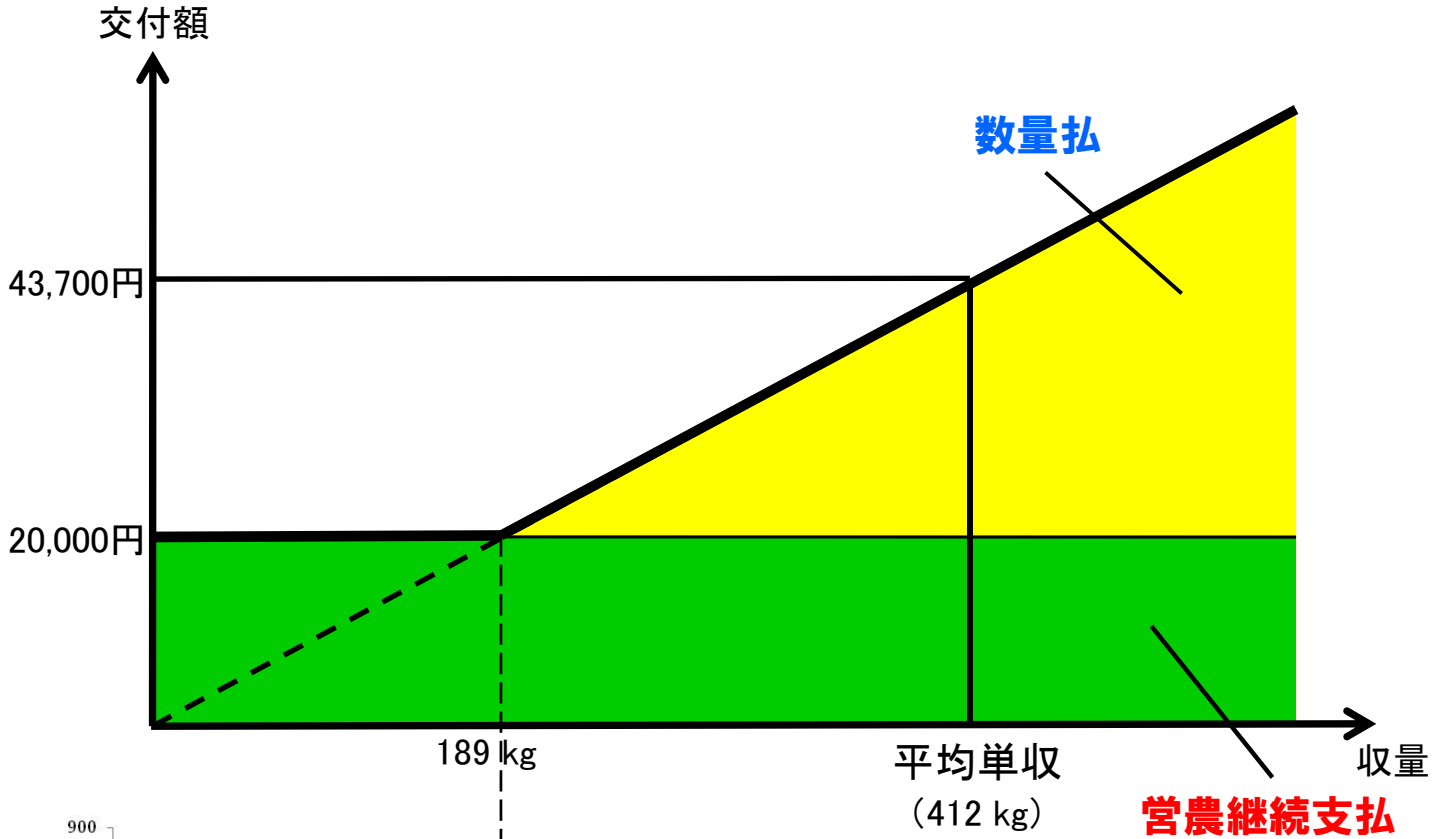
本制度は、国による直接支払を行うものであるが、農家の申請書類の受付、作付面積等の確認事務については、国が市町村に委託し、市町村に設置される農業再生協議会のメンバーが協力して事務を行う体制を検討する。

畑作物の所得補償交付金のイメージ



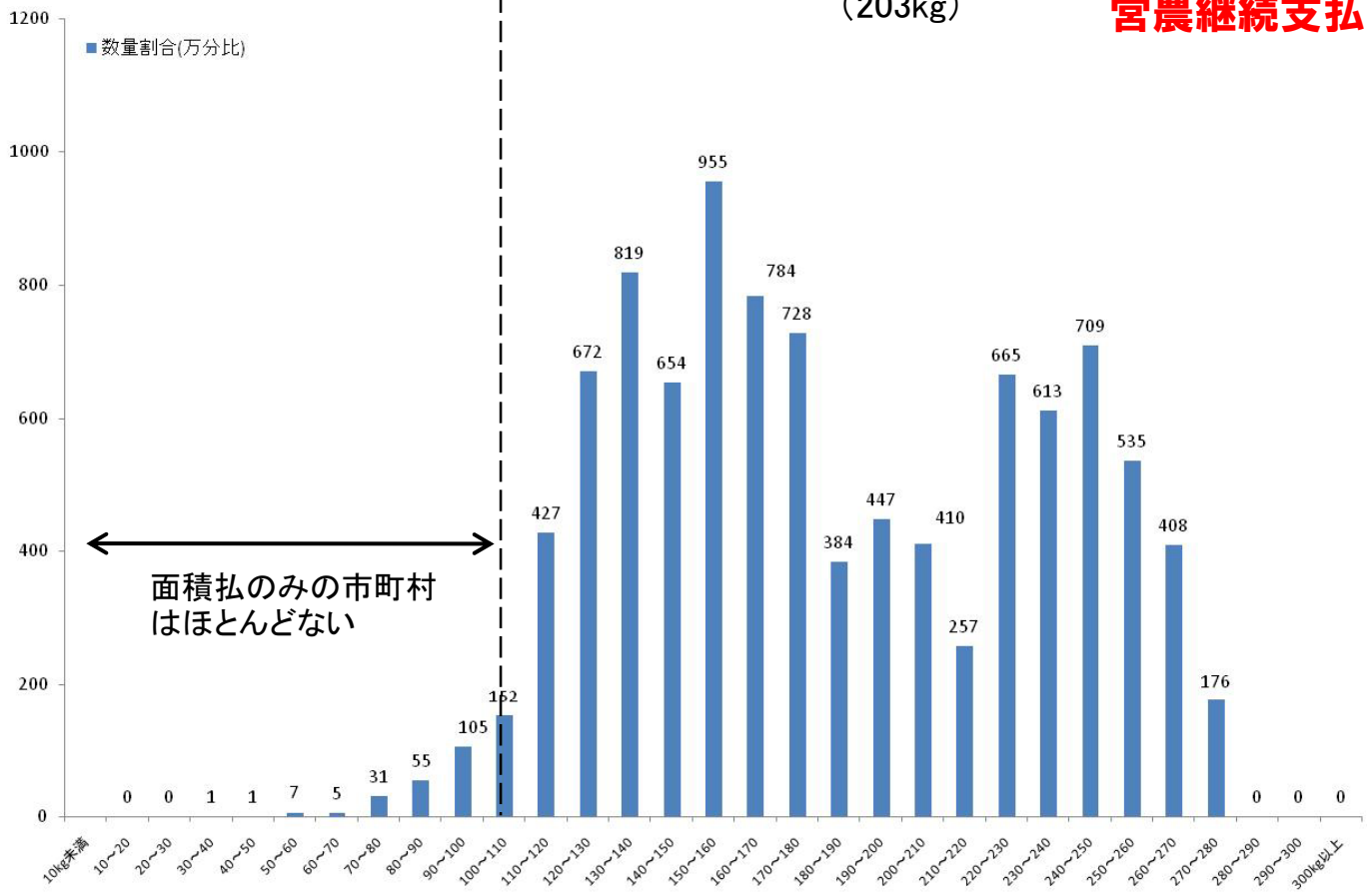
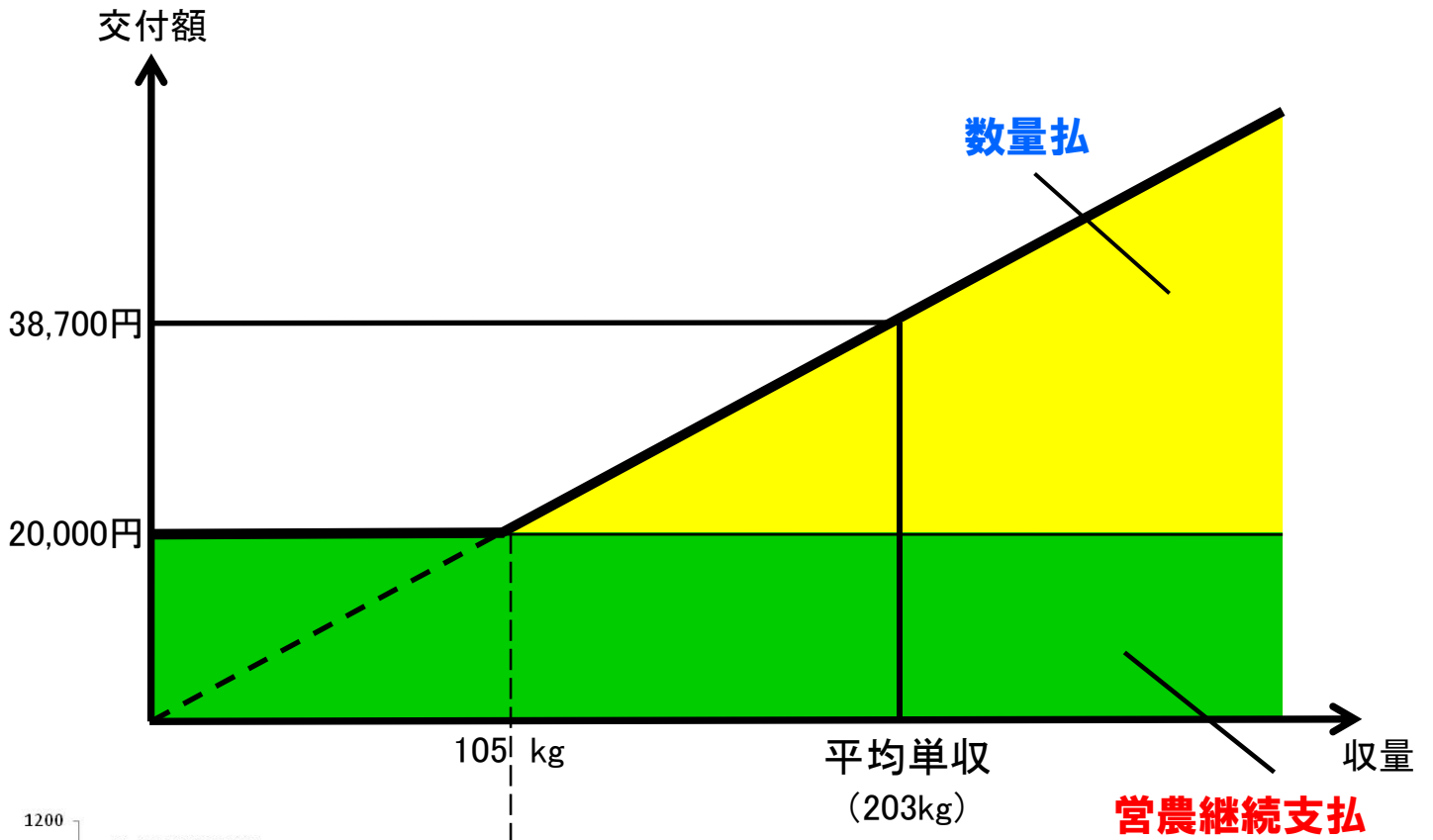
小麦の所得補償交付金のイメージ

(別添)



小麦の単収階層別数量割合

大豆の所得補償交付金のイメージ



大豆の単収階層別数量割合

数量払の単価について

基本的な考え方

- ◇ 標準的な生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額分を基本として算定
- ◇ 「生産に要する費用」は、自給率向上のために生産拡大を図る必要があることから、**全算入生産費（直近3年平均）**を使用
- ◇ 「販売価格」は、作柄や需給状況による年ごとの変動を平準化するため、**過去5年中庸3年平均の販売価格**を使用

(注) **そば、なたね**の交付単価については**生産費調査の結果**を見て設定

【畑作物の交付単価】

	戸別所得補償		(参考)現在の経営所得安定対策における平均的な単価	
	数量単価	(参考)面積換算	数量換算	面積換算
小麦	6,360 円/60kg	43,700 円/10a	6,250 円/60kg	40,400 円/10a
大豆	11,430 円/60kg	38,700 円/10a	8,540 円/60kg	28,900 円/10a
てん菜	6,410 円/t	40,300 円/10a	7,170 円/t	41,300 円/10a
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600 円/t	51,500 円/10a	12,160 円/t	52,900 円/10a

数量払の交付単価の積算根拠

(1) 小麦

①10a当たりコスト (全算入生産費・19~21年産・3年平均)	(円/10a)	60,561
うち、経営費 (肥料、農薬、雇用労賃、支払利子・地代等)	〃	49,052
家族労働費 (10割)	〃	5,827
自己資本利子・自作地地代	〃	8,548
副産物価額	〃	▲2,866
②単収	(kg/10a)	412
③60kg当たりコスト (①/②)	(円/60kg)	8,820
④60kg当たり販売価格 (17~21年産・5中3平均)	〃	2,458
⑤数量払の交付単価 (③-④)	〃	6,360

(2) 大豆

①10a当たりコスト (全算入生産費・19~21年産・3年平均)	(円/10a)	63,344
うち、経営費 (肥料、農薬、雇用労賃、支払利子・地代等)	〃	43,681
家族労働費 (10割)	〃	11,710
自己資本利子・自作地地代	〃	8,208
副産物価額	〃	▲255
②単収	(kg/10a)	203
③60kg当たりコスト (①/②)	(円/60kg)	18,722
④60kg当たり販売価格 (17~21年産・5中3平均)	〃	7,296
⑤数量払の交付単価 (③-④)	〃	11,430

※ 単収については、捨て作り等の影響を排除するため、極端な低単収農家 (90kg/10a以下。数量ウェイト1%程度) のデータを除いて算定

< 23年度概算要求資料 >

(3) てん菜

①10a当たりコスト (全算入生産費・19~21年産・3年平均)	(円/10a)	101,284
うち、経営費 (肥料、農薬、雇用労賃、支払利子・地代等)	〃	69,965
家族労働費 (10割)	〃	21,852
副産物価額	〃	0
自己資本利子・自作地地代	〃	9,467
②単収	(kg/10a)	6,280
③1トン当たりコスト (①/②)	(円/トン)	16,128
④1トン当たり販売価格 (17~21年産・5中3平均)	〃	9,723
⑤数量払の交付単価 (③-④)	〃	6,410

(4) でん粉原料用ばれいしょ

①10a当たりコスト (全算入生産費・19~21年産・3年平均)	(円/10a)	76,775
うち、経営費 (肥料、農薬、雇用労賃、支払利子・地代等)	〃	54,326
家族労働費 (10割)	〃	13,050
副産物価額	〃	0
自己資本利子・自作地地代	〃	9,399
②単収	(kg/10a)	4,437
③100kg当たりコスト (①/②)	(円/100kg)	1,730
④100kg当たり販売価格 (17~21年産・5中3平均)	〃	570
⑤数量払の交付単価 ((③-④) × 10)	(円/トン)	11,600

営農継続支払について

基本的な考え方

- ◇ 畑作物について、生産数量に応じた支払いのみとすれば、豊凶変動や価格変動により、**予期せぬ収入の大幅な減少があった場合には、翌年の生産活動に支障。**



このため

- ◇ 収入の大幅な減少があった場合でも、次の営農期間まで**農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費については、「営農継続支払」として当年産の作付面積に応じて交付。**

交付対象者

- ◇ 営農継続支払については、生産数量に関係なく支払うため、**捨てづくりを行う者への交付を防ぐ措置**として、交付対象者について、
 - ① **共済加入者** または、
 - ② **集団で麦、大豆等の生産に取り組む農業者（ブロックローテーション・集落営農）**とし、これ以外の者に対しては、生産数量に応じた数量払のみを行う。

営農継続支払の水準

- ◇ これまでの固定払（7割）と成績払（3割）よりも数量払の割合を増やすべきという要請に応える。
- ◇ 生産費のうち農地や経営体の存続に最低限必要と考えられる費用が賄える水準とする。



営農継続支払は交付単価の5割程度＝

2.0万円/10a

(別添)

営農継続支払の交付単価の積算根拠

10a当たりコストのうち営農継続に必要最低限の費用（20年産の小麦・大豆・てんさい・でん粉原料用ばれいしょ生産費の平均値）	(円/10a)
農業薬剤費のうち除草剤分	2,106
光熱動力費のうち耕起・整地分	516
土地改良及び水利費	956
農機具費のうちトラクター分	1,677
その他（組合費・土地改良設備等）	426
労働費（経営体の維持）	13,872
計	19,553

水田活用の所得補償交付金について

基本的考え方

食料自給率向上に向けて、水田を有効に活用しつつ、麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産拡大を図るため、主食用米並の所得を確保し得る水準の助成を直接支払により実施する。

【ポイント】

- **モデル対策と同一の単価**により、生産現場の安定的な取組を支援
- 効率的な事業推進とわかりやすい制度とする観点から、別対策で措置してきた**耕畜連携粗飼料増産対策事業**を本交付金に**一元化**
- **激変緩和調整枠を発展的に解消し、「産地資金」を設定**

交付単価等

【戦略作物】

対象作物	23年度交付単価	(現行単価)
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a	20,000円/10a

【二毛作助成】 15,000円/10a

【耕畜連携助成】 13,000円/10a

【産地資金】

激変緩和調整枠を発展的に解消し、地域の生産実態に即して、戦略作物の生産性向上に向けた取組、産地の所得向上の取組を支援する**産地資金を創設**する。

あわせて、モデル対策における**その他作物への助成(1万円/10a)**についても、県段階で柔軟な運用を行ってきたことから、**産地資金の中で一体的に運用**する。

なお、制度導入時の対象畑作物の生産状況に配慮しつつ、本制度の円滑な導入を図る観点から都道府県の判断で畑地も対象にできるようにする。

(運用イメージ)

- 国は都道府県別に資金(**予算枠430億円**)を配分。配分方法は、自給率向上に向けた望ましい取組やこれまでの産地における取組の継続性に配慮し決定。
- 配分された資金の範囲内で、都道府県農業再生協議会又は市町村農業再生協議会において交付単価等を決定。その上で、国は農業者に直接支払。

【資金の使途の例】

- ・ 地域農業の振興を図る上で重要な作物に対する支援
 - ・ 麦、大豆などの戦略作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
 - ・ 集落営農に対する支援
 - ・ 生産性向上に向けた技術導入に対する支援
- など

米価変動補てん交付金について

基本的考え方

◇ 米のモデル事業における「変動部分」については、米の所得補償交付金の所得補償を補完するものとして、「**米価変動補てん交付金**」として引き続き措置。

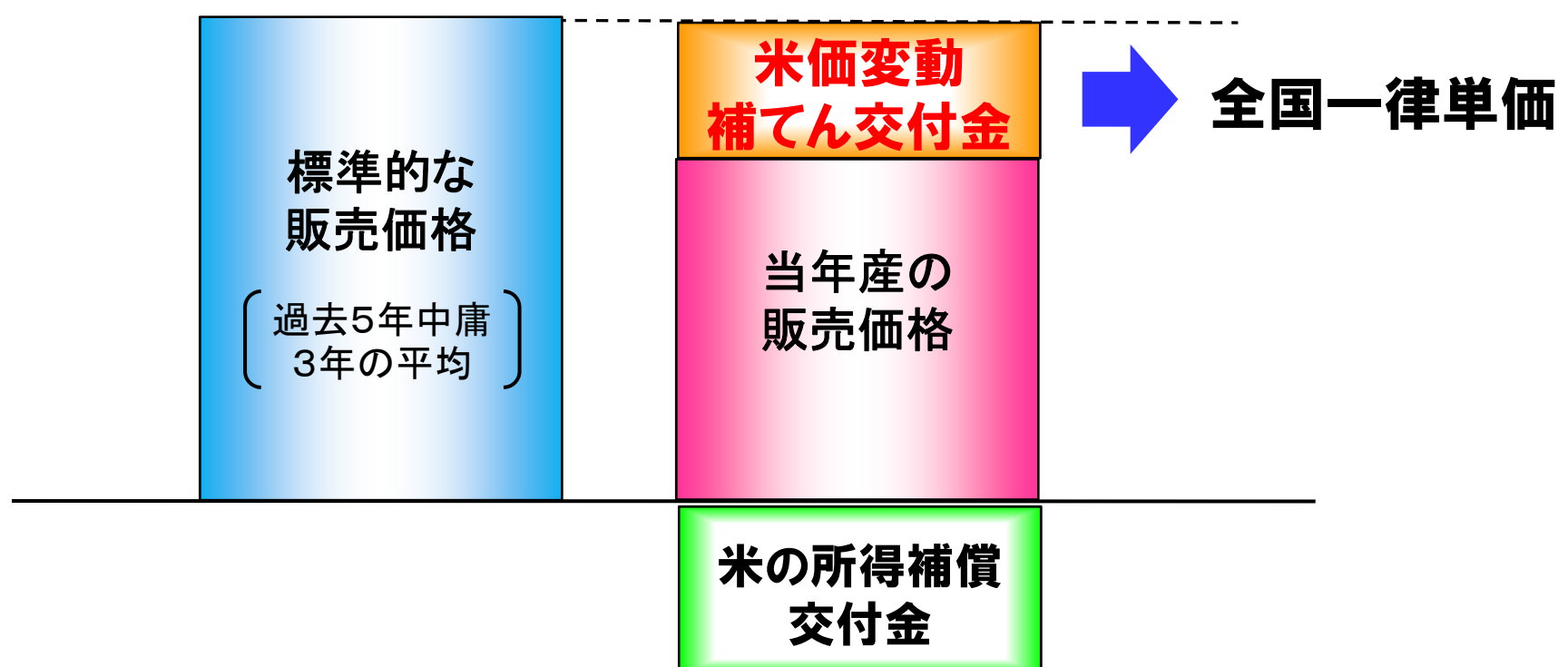
補てん交付金

「**当年産の販売価格**」が「**標準的な販売価格**」を下回った場合に、その差額を**基に補てん**(10a当たり単価)する。

※ 標準的な販売価格は、全国平均の相対取引価格の過去5年(平成18年産から22年産)中最高・最低を除いた3年平均から流通経費等を除いたものとする。

交付金の支払時期

価格をとる期間をできるだけ長くし、各年度の価格変動を適切に反映するため、**当年産の販売価格は出回りから3月までの平均価格を使用**するとともに、**翌年度の5～6月頃に支払う**。



品質加算について

基本的な考え方

- ◇ 麦、大豆等の畑作物は、
- ① 地域間や生産者間の**品質の格差が大きい**一方で、
 - ② 加工原料として使用され、**輸入品との競合から販売価格が低く抑えられており**、市場評価だけでは**品質向上のインセンティブが働きづらい**という特性がある。



- ◇ このため、国産畑作物の需要拡大に向けて、**数量払の交付単価に品質による格差(品質加算)**を設けることにより、**需要に即した生産と品質に対する営農努力を適正に反映**させる仕組みとする。

品質加算を含めた数量払の交付単価

【小麦】

- ① **タンパク質含有率等が一定の範囲内にある**ことが求められるため、これらを反映した**検査成績ごとに加算**。
- ② 新たな需要開拓に向けて、収量性の劣る**パン・中華めん用品種に一定の加算**。

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580

〔平均単価
;6,360円〕

※ **パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算**。

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A~Dランク:たんぱく質の含有率等の違いで区分

【大豆】

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した**検査成績ごとに加算**。

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
一般大豆	12,290円	11,600円	10,920円
特定加工用大豆	10,240円		

〔平均単価;11,430円〕

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

【てん菜】

糖度が高いものほど高く取引されているため、**糖度に対応して加算**。

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
てん菜	▲62	6,410円	+62

〔平均単価;6,410円〕

糖度:てん菜の重量に対するショ糖の含有量

【でん粉原料用ばれいしょ】

でん粉含有率が高いものほど高く取引されているため、**でん粉含有率に対応して加算**。

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	18.0%	→ (0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

〔平均単価;11,600円〕

でん粉含有率:ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

再生利用加算について

基本的な考え方

- ◇ 自給率向上のためには、水田や畑の不作付地・荒廃地を解消し、麦・大豆等の戦略作物の作付を行うことが重要。
- ◇ このため、農業再生協議会が作成する**地域の不作付地の解消計画**に従って、不作付地等に自給率向上効果の高い**麦、大豆、そば及びなたね**を作付けて、その生産の定着・拡大を図る取組に支援を行う。

交付単価

- ◇ 農業者が不作付地等に対象作物を作付ける場合に、**平地・条件不利地（中山間、離島等）の条件**に応じて、次の額を**5年間加算**する。

	平地	条件不利地
水田	1.0万円／10a	2.0万円／10a
畑	2.0万円／10a	3.0万円／10a

※ **荒廃地の復旧**については「耕作放棄地再生利用対策」により灌木除去、抜根、整地等の**再生作業に必要な経費**を支援
(最大15万円／10a程度)

集落営農の法人化加算について

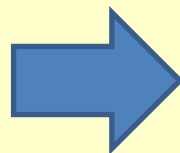
基本的な考え方

- ◇ 集落営農は、任意組織であり、食料自給率向上に向けた生産基盤の確保、地域農業の持続的な発展のためには、将来に向けて持続性のある経営体へと育成していくことが必要
- ◇ 集落営農が法人となれば、**社会的信用も確保**され、**6次産業化の主体**となるなど、**農村活性化の中核的役割**が期待される。

従来対策加入集落営農数

モデル対策加入集落営農数

5,676組織



約7,200組織

約1,500増加

交付単価

- ◇ 法人化した際に、対象作物の作付面積に

2,000円/10a

を加算

※ 法人登記、専門家への相談料等の事務費及び地域内の合意形成に必要な経費相当分

緑肥輪作加算について

基本的な考え方

- ◇ 畑作地帯では、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類の4品目を1年ずつ生産する4輪作体系が基本となっているが、北海道のオホーツク海沿岸地帯などの寒冷地では、豆類が生育しにくいいため、やむを得ず3年輪作での栽培を行っている。
- ◇ しかし、3年輪作の作物だけでは、は種期と収穫期が近接して収量が不安定となることから、畑作経営の安定を図るためには輪作を構成する作物の拡大を図ることが重要である。



- ◇ このため、輪作作物の間に1年休んで緑肥(休閑緑肥)を導入する場合には加算を行うことにより、畑作経営の安定と地力の向上を図り、持続可能な輪作を推進する。

休閑緑肥とは

農作物の作付けを1年休んで、地力の維持・向上につながる作物を栽培し、収穫せずにそのまま畑にすき込み、肥料とするもの。

※ 緑肥作物: 青刈リトウモロコシ、エンバク、イタリアンライグラス

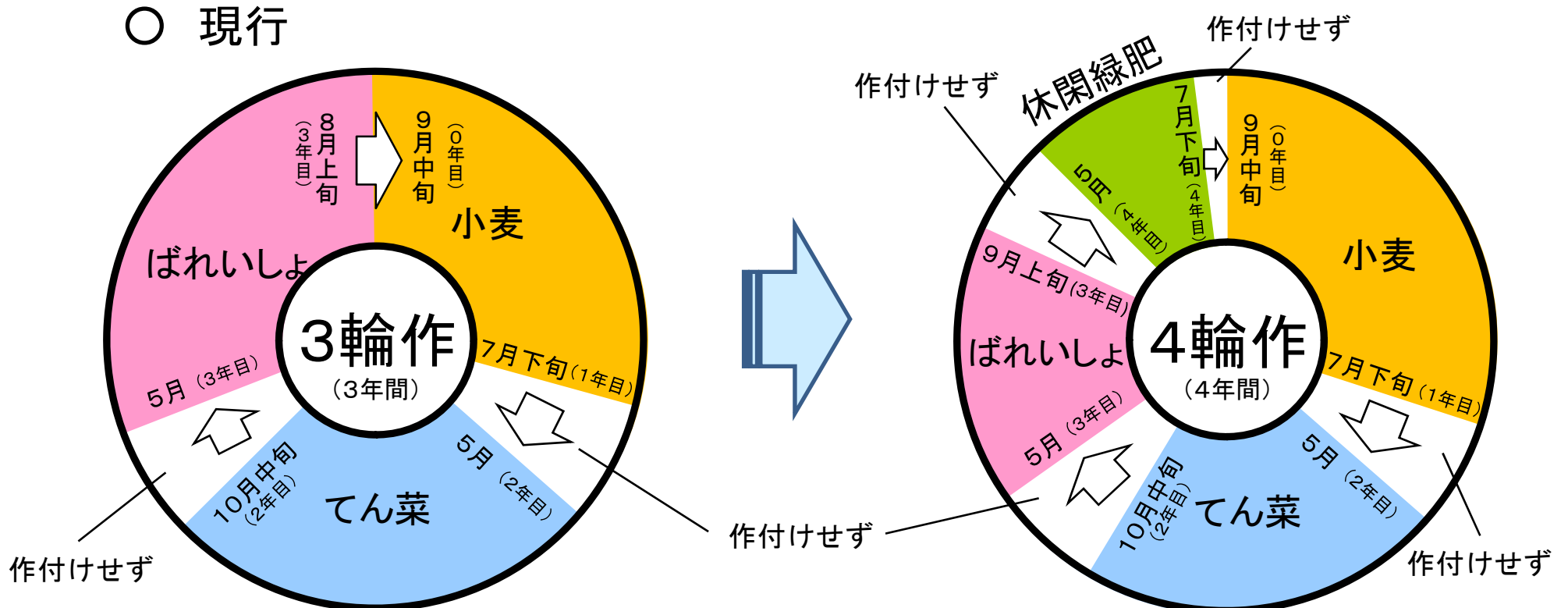
交付単価

休閑緑肥の導入に必要な、種子代やすき込み等の栽培コストの補てん

1.0万円/10a

※ 営農計画書を提出し、作付面積の確認がなされた場合に交付

○ 現行



十分な栽培期間がとれず収量・経営が不安定

合理的な輪作で持続可能な畑作を展開

中山間地域等直接支払制度の拡充

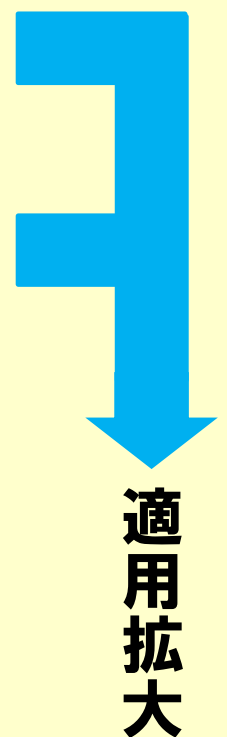
基本的な考え方

◇ 中山間地域等直接支払制度については、基本的にこれを維持しつつ、条件不利地域において戸別所得補償制度を補完する制度として適切なものとなるよう拡充。

拡充の内容

中山間地域等(8法地域)の農用地面積: 約200万ha

		田	畑(草地等含む)
対象面積: 約80万ha	急傾斜	21,000円/10a 19.9万ha	11,500円/10a等 8.7万ha
	緩傾斜等	8,000円/10a 16.7万ha	3,500円/10a等 35.0万ha
約120万ha	平地	53.1万ha	71.1万ha



1 離島等の平地への適用

条件不利性を有する離島等の平地(特認農用地—現在は沖縄県(南大東村等7町村)でのみ適用)に本則の傾斜地と同等の扱いを適用。条件としては、都道府県が策定した傾斜地と同等の条件不利基準に該当する地域を対象。
(現在約3,600ha→約13,000haに拡大見込)

2 単価の引き上げ

緩傾斜単価に限定されていた特認農用地について、条件不利性により急傾斜単価に引き上げ。

田: 8,000円→21,000円

畑: 3,500円→11,500円

※ 緩傾斜農用地でも条件の厳しい農用地については単価を引き上げ。

3 国費負担率の引き上げ

特認農用地の国費負担率を1/3から1/2に引き上げ。

4 個人支払の改善(すべての対象農業者に適用)

共同活動は農地・水保全管理支払で行うことを基本とし、1/2以上は農業者個人に支払うことを原則。

農地・水・環境保全向上対策の見直し

基本的な考え方

- ◇ 農地・水・環境保全向上対策については、環境保全型農業支援を切り離すとともに、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化対策を強化。

見直しの内容

1 環境保全型農業を切り離し、共同活動支援に特化

- ◇ 環境保全型農業支援を切り離して**共同活動支援に特化し、集落に対して直接支払い**

2 水路・農道等の長寿命化対策の強化

- ◇ これまでの農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の**長寿命化メニュー（補修・更新）を追加**
- ◇ 長寿命化対策を実施する集落については、**単価アップ**

(参考)

現行農地・水・環境保全向上対策の支援単価

	(府県)	(北海道)
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

+

長寿命化対策の支援単価

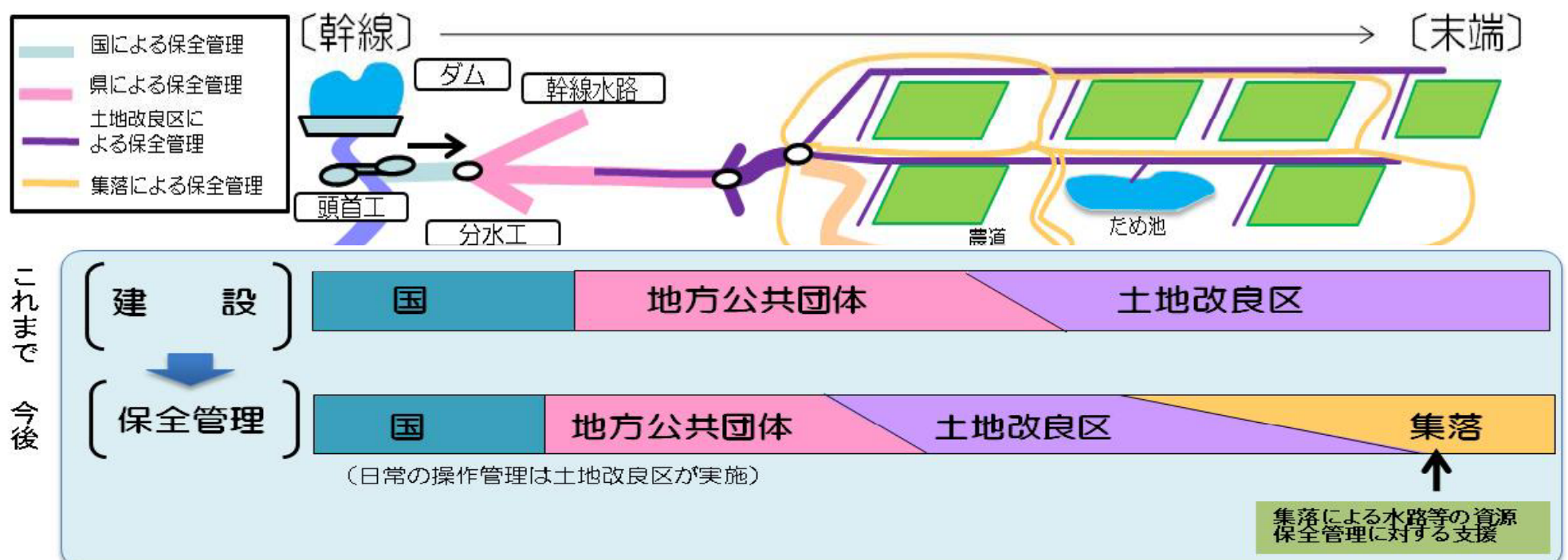
	(府県)	(北海道)
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

3 名称を「農地・水保全管理支払」に変更

- ◇ 集落共同での農地・農業用水等の保全の取組を強化することから、「農地・水・環境保全向上対策」を「**農地・水保全管理支払**」に名称変更

(参考) 水路、農道等の保全管理における役割分担



環境保全型農業支払について

基本的な考え方

- ◇ 地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、直接支援を行う「**環境保全型農業支払**」を開始する。
- ◇ 集落共同で農地・農業用水等の保全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施する。

支援の仕組み

1. 対象となる農業者

- ◇ 販売農家、集落営農組織

2. 対象となる営農活動

- ◇ 化学肥料・農薬を原則5割以上低減する農業者等が行う、**地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動**

< 具体的な営農活動 >

- ・ 農地を植物でカバーして土づくり(カバークロープ)
- ・ 植物の力で雑草や病害虫を抑える(大豆栽培におけるリビングマルチや果樹栽培における草生栽培等)
- ・ 「ふゆみずたんぼ」で生きものや環境を育む(冬期湛水管理)
- ・ 地域の資源を活用し、化学肥料・農薬を不使用(有機農業)

※ 単なる低投入の取組でなく、より環境保全効果の高い取組に対して直接支援。

3. 支援水準

- ◇ 地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の実施に係る追加的なコストを基に、国、地方の負担割合を1:1として、国の支援単価を設定。

国の支援単価 **4,000円/10a**

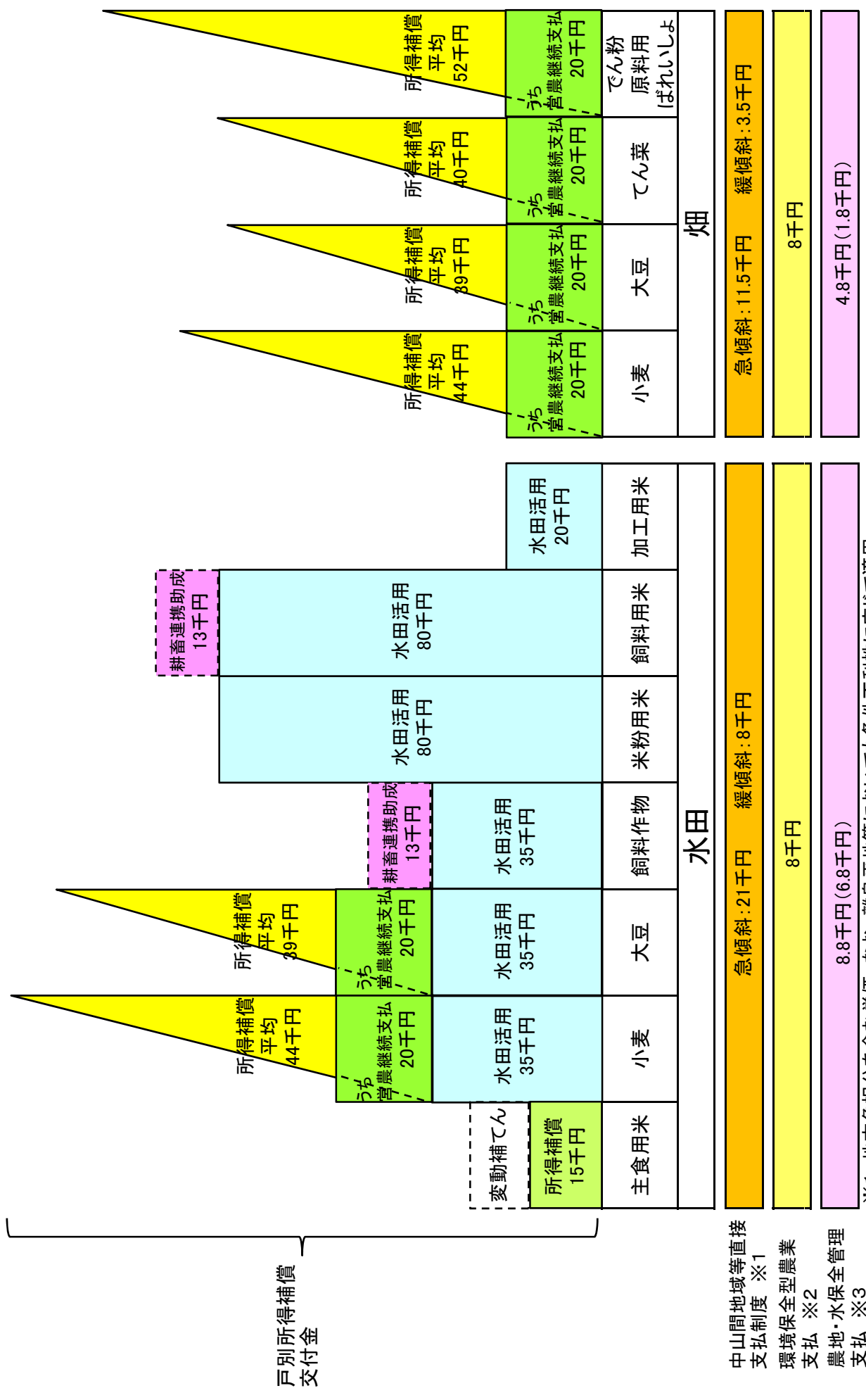
- ◇ 本支援単価は、平成22年度から23年度にかけて実施する調査の結果を踏まえ、24年度以降見直しを検討。

※ 現行の農地・水・環境保全向上対策の**2階部分**(化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対する支援)の支援対象者に対しては、**23年度までは支援**を継続。その場合の支援単価は、現行対策と同じ。

(< 国の支援単価 >
 水稲:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等)

戸別所得補償制度に加入した農家の対象作物ごとの助成額

(単位: 10a当たり)



※1 地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用。
 ※2 地方と国が同額負担した場合の単価。
 ※3 地方負担を含む単価。日常管理+長寿命化に取り組んだ場合の単価。()内は北海道の場合。

戸別所得補償交付金等交付単価総括表

	戸別所得補償交付金			加算措置				中山間地域等直接支払		環境保全型農業支払⑩ ※3	農地・水 保全管理 支払⑪ ※4	平地 ③+④	中山間 ③+⑤+⑧
	米・畑作物の 基本単価 (数量私)	左の面積 換算①	水田活用の 所得補償 ②	再生利用(5年間)		集落営農 法人化 (1年間) ⑥	緑肥輪作 ⑦ ※1	急傾斜 ⑧	緩傾斜 ⑨				
				平地④	条件不利地 ⑤								
				小計 ③=①+②									
麦	田	6,360 円/60kg	44	35	10	20	(2)	—	21	8	8.8 (6.8)	89	120
	畑	6,360 円/60kg	44	—	20	30	(2)	(10)	11.5	3.5	4.8 (1.8)	64	85.5
大豆	田	11,430 円/60kg	39	35	10	20	(2)	—	21	8	8.8 (6.8)	84	115
	畑	11,430 円/60kg	39	—	20	30	(2)	(10)	11.5	3.5	4.8 (1.8)	59	80.5
てん菜		6,410 円/t	40	—	—	—	(2)	(10)	11.5	3.5	1.8	40	51.5
でん粉原料用 ばれいしよ		11,600 円/t	52	—	—	—	(2)	(10)	11.5	3.5	1.8	52	63.5
米粉用米・飼 料用米		—	—	80	—	—	(2)	—	21	8	8.8 (6.8)	80	101
主食用米		—	15	—	—	—	(2)	—	21	8	8.8 (6.8)	15	36

(参考2)

※1:対象作物の作付を1年休んで緑肥(休閒緑肥)を導入する場合の単価。
 ※2:地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用。
 ※3:地方が国と同額負担した場合の単価。
 ※4:地方負担を含む単価。日常管理+長寿命化に取り組んだ場合の単価。下段()内は北海道の場合。

米と転作物における所得比較 (10a当たりのイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入	販売収入 (流通経費除く)	戸別所得 補償交付金	収入合計		経営費 (副産物価格差 引)	所得
				うち 畑作物	うち 水田活用		
小麦(田)		12	79	44	35	45	46
大豆(田)		21	74	39	35	42	53
米粉用米	42	25	80	—	80	62	43
飼料用米	20	9	80	—	80	62	28
わら利用の場合 (耕畜連携助成含む)	20	9	93	—	93	62	41
加工用米		65	20	—	20	62	23
主食用米	需給調整参加	106	15	—	—	80	41
	需給調整非参加	106	—	—	—	80	26

注1) 販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg・現物弁済米の米粉用米の販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格)に応じた全農スキームの販売価格)、加工用米9,335円/60kg(平成19年の全農販売価格)を用いて算定。

注2) 単収は、米粉用米530kg/10a(水稲の平年単収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて試算。

注3) 流通経費は、米粉用米・加工用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg(全農事例)から試算。

注4) 主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産地)。

注5) 面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、加工用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算)。

(参考3)